

ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての小平市調査

[公立小中学校の教員等を対象にした調査研究]

報 告 書



2020年3月

白梅学園大学 ヤングケアラー調査研究プロジェクト

もくじ

I. はじめに	4
II. 本調査研究の概要と目的.....	6
1. 研究課題名	6
2. 小平市の概要	6
3. 本研究の目的	7
III. アンケート調査およびインタビュー調査について.....	7
1. アンケート調査の概要.....	7
2. アンケート調査の結果・考察.....	8
3. インタビュー調査の概要.....	20
4. インタビュー調査の結果・考察.....	20
5. 小括	24
IV. 調査結果を受けて－ヤングケアラーの実態と支援に関する課題.....	25
1. 子どもと家族を支える支援.....	25
2. 生徒指導に関連して.....	29
3. 小平市におけるSSWの役割と課題.....	32
4. 精神疾患の親や、きょうだいのケアを担う子どもたちの現状と課題.....	35
V. まとめ－今後の支援にむけて.....	40
1. 「子どもであり、ケアラーでもある」ヤングケアラーにどのように向きあうのか.....	40
2. ヤングケアラーへのアセスメント.....	41
3. 家族全体を考えたアプローチ－地域の多様な資源との連携を.....	42
【引用・参考文献】	44
【資料】	46

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

<ケアを担う子どもとは>



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきようだいの世話をしている



障がいや病気のあるきようだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

I. はじめに

ケアを担う子ども（以下、ヤングケアラー）とは、慢性的な病気や障がい、精神的な問題をもつ家族をケアしている18歳未満の子どもを指す言葉です。一般には未成年の子どもは、家庭の中で親や保護者に守られ世話をしてもらう存在というイメージがあります。しかし、親が病気になったり、障がいがあったりする場合、また、家族にケアを要する人がいる場合には、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを、子どもの年齢や成長の度合いに不釣り合いな状態で担っていることがあります。

介護者支援の先駆国のイギリスでは、1980年代末にはこうしたヤングケアラーの存在が知られるようになり、1990年代の初頭から調査研究や支援が行われてきました(三富 2000)。そして、支援のあり方としては、ヤングケアラーは「子どもであり、ケアラーでもある」(Aldridge and Becker 1993) という二重性をもち、ケアをしない権利とケアを主体的に担う権利の両側面から子どもの育ちを見ていくことが大切になると考えられてきました。四半世紀を経た今日では、ヤングケアラーは要支援児童であるとともに、親が子どもを必要とし子どもが親を必要としている面があることを考慮して、親だけを見るのでも子どもだけを見るのでもなく「家族全体を考えたアプローチ (whole family approach)」という姿勢が目指されています(渋谷 2017: 9)。

日本では、1990年代半ばから、ヤングケアラーを子ども虐待の視点からとらえた研究(谷村・松井 1995, 杉野 1999, 福島他 2004)がみられました。その後は、障がいをもつ子どもの「きょうだいたち」の研究(吉川 2008)、精神疾患をもつ親の子育て支援に関する研究(中山 2009, 榎澤 2010)、近年では、医療や福祉専門職の役割や支援姿勢に関する研究(森田 2016, 井上・笹倉 2018)などが出てきており、家族全体の生活を支える体制づくりの必要性が、問われ始めています。

一方、学校という教育現場の協力を得てヤングケアラーの現状を明らかにする研究は、近年になって増えてきました。例えば、関西の二つの中核市の公立小学校のクラス担任を対象とした質問紙調査(北山 2011, 2015)、日本ケアラー連盟が新潟県南魚沼市の公立小中学校の全教職員を対象に行ったヤングケアラー調査(日本ケアラー連盟 2015)、神奈川県藤沢市の公立小中学校の全教職員を対象に行ったヤングケアラー調査(日本ケアラー連盟 2016)、さらには、大阪府下の公立高校の生徒を対象としたヤングケアラーの割合とケアの状況に関する質問紙調査(濱島・宮川 2018)などの蓄積が進んでいます。こうした学校という教育現場での調査研究は、「教育現場ではヤングケアラーがどのように認識されているのか、そ

の実態を明らかにし、ケアを担う子どもたちや若者への効果的な支援や政策につなげて行くこと」を目的としています。

こうした先行調査が進む中で、小平市においてもヤングケアラーの調査研究が行えるのではないかと考えた背景には、以下のような理由がありました。

第一は、白梅学園大学・白梅学園短期大学（以下、本学）における2017年度の教育・福祉研究センターの研究助成の2年間（2017～2018年度）にわたる研究課題のテーマが、「新時代の子ども学」であったことです。つまりは、「子どものケアラー研究」はテーマに合致していると考えました。第二には、本学は小平市に在りし、小平市特別支援教育、小学校教育実習、スクールソーシャルワーク実習、さらには、小平市連携事業、小平西地区の学校支援コーディネーターなど、市内の教育現場の方々と多様な形での関係を築いているということです。そして第三は、研究メンバーには、小学校の教員経験者（山田裕・増田修治）、特別支援教育を中心とした臨床発達心理士・小平市特別支援教育専門員（市川奈緒子）、スクールソーシャルワーカーの養成指導者・スーパーバイザー（牧野晶哲）、ケアラー支援の研究・実践者（午頭潤子・森山千賀子）等がおり、学校教育・心理・福祉現場での臨床経験を踏まえ、子どもと家族を支える地域支援・地域連携を、多面的な側面から見ていくことの出来る人材での研究組織が構成できると考えました。したがって本研究は、小学校・特別支援教育の教員養成、ソーシャルワーカー養成等に貢献できるとともに、小平市を中心とした教育現場と大学との連携構築、そして、具体的な支援体制づくり、包括的な地域づくりの一助になるのではないかと考えております。

本研究では、2017年度に小平市内の公立小中学校の教員を対象としたアンケート調査を実施しました。翌2018年度は、アンケート調査の内容をさらに精査し、ヤングケアラーに対する教員・学校としてのサポートの状況と課題を知るために、教員とスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を対象としたインタビュー調査を実施しました。アンケート調査の結果につきましては、2018年3月に概要版として報告冊子を作成させていただきました。本報告書では、アンケート調査とインタビュー調査の概要とともに、そこからみえてきた現状と課題の一端をまとめさせていただきました。

関係者の皆さま並びに市民の皆さまから忌憚のないご意見を頂戴し、みんなで知恵を絞りながら、子どもたちに寄り添った支援体制の構築に寄与できれば幸いです。

2020年3月

研究代表者 森山千賀子

II. 本調査研究の概要と目的

1. 研究課題名

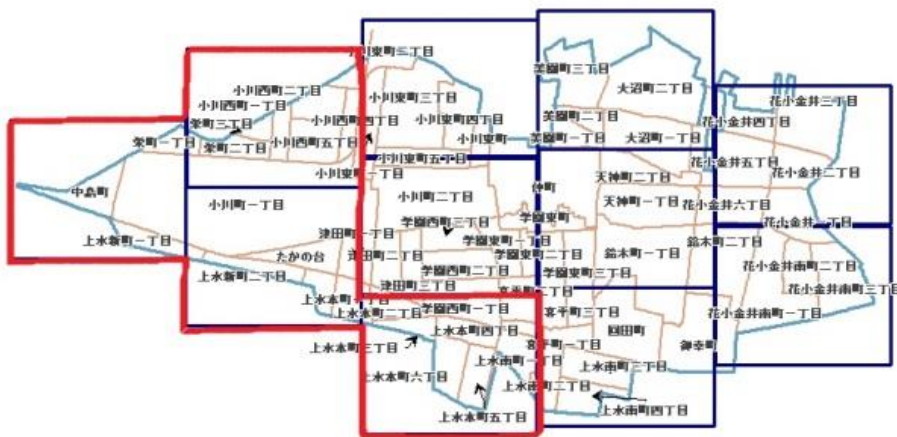
特定課題研究：新時代の子ども学

ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての小平市調査－具体的な支援方法を探る－

2. 小平市の概要

東京都小平市（以下、小平市）は、都心から26キロの多摩北部地域に位置し、面積20.51キロ㎡、総人口約19万3千人、総世帯数9万453世帯（2019年3月1日現在）の大都市郊外の自治体です。市域は東西に9.21km、南北に4.17kmに広がり、ほぼ平坦で起伏の少ない地形です。玉川上水の開通（1654年）がきっかけで開拓の条件が整い、江戸の近郊農村としての開発が進んだと言われています。

東西に長いという点においては、都心に近く比較的大きな団地がある東圏域、市役所を中心とし公共施設が点在する中央圏域、農地や病院・施設等が点在する西圏域にわかれています。その中に、公立小学校（以下、小学校）が19校（児童数9,756）、公立中学校（以下、中学校）が8校（生徒数4,228）（2017年5月1日現在）点在しています。また、市内には6つの大学があり、行政と大学との連携を促めるために小平市大学連携協議会（通称、こだいらブルーベールリーグ）をつくっています。



3. 本研究の目的

本研究の目的は、小平市教育委員会の協力を得て、市内の公立小学校・中学校の教員を対象にした調査研究を行い、教育現場ではケアを担う子ども（ヤングケアラー）がどのように認識されているのかを明らかにすることです（目的①）。そして、その結果をもとに市・学校、市民にフィードバックし、市や市民と関係を持ちながら具体的な支援方法を検討することです（目的②）。

- ・2017年度は、小中学校の教員へのアンケート調査を実施しました。
- ・2018年度は、教員等へのインタビュー調査を実施しました。

Ⅲ. アンケート調査およびインタビュー調査について

1. アンケート調査の概要

アンケート調査の目的は、学校という教育現場ではケアを担う子ども（ヤングケアラー）がどのように認識されているのかを明らかにすることです。小平市内の公立小学校教員 484 人、中学校教員 238 人、計 722 人を対象として行われ、小学校 320 人（68.1%）、中学校 175 人（73.5%）、計 495 人（68.5%）の方からの回答がありました。

方法は、無記名式の自記式のアンケート調査で、調査票の配布及び回収は各学校を通して実施しました。期間は 2017 年 7 月～8 月でした。

本調査を行うにあたっては、白梅学園大学・短期大学の研究倫理審査委員会に申請し、承認（2017 年 6 月 12 日承認、申請番号：201707）を得た上で行いました。アンケート用紙に説明書を添付し、本調査は無記名で行い、アンケート用紙の提出によって同意を得たものとし、同意しないときは提出する必要がなく、そのことにより、いかなる不利益をこうむることは一切ない旨を書き添えました。さらに、封が出来る封筒にアンケート用紙を封入（配布時は封はしない）し、アンケート回答後は、その封筒に封入しテープを剥がし封緘し投函する旨の説明を加えました。

アンケート結果については、昨年度概要版冊子を作成し配布させていただきました。その際のデータの扱いにおいて、現在中学生になっている生徒のカウントの仕方等にあいまいな箇所がありました。そのため、再度精査して掲載いたします。なお、本稿では、要点を絞って報告させていただきます。

2. アンケート調査の結果・考察

1) 回答者の属性（問1～3）

<回答者：495人>

<性別> 男性 218人（44.0%） 女性 275人（55.6%） 無回答2人（0.4%）

<勤務校> 小学校 319人（64.5%） 中学校 176人（35.5%）

<今年度、担任の有無> 担任をしている 325人（65.7%）

担任をしていない 167人（33.7%）

無回答 3人（0.6%）

2) ケアを担う子ども（ヤングケアラー）に対する教員の認識（問4～6）

<ヤングケアラーという言葉聞いたことがある>

ある 56人（11.3%） ない 437人（88.3%） 無回答 2人（0.4%）

<今年度、家族のケアをしている児童・生徒はいるか>

いる 148人（29.9%） いない 183人（37.0%）

わからない 162人（32.7%） 無回答 2人（0.4%）

<過去5年間で家族のケアをしている児童・生徒はいるか>

いる 206人（41.6%） いない 147人（29.7%）

わからない 138人（27.9%） 無回答 4人（0.8%）

図表1 小学校・中学校の教員別のヤングケアラーという言葉についての認知状況

	いた	いない	わからない	無回答
小学校 (319人)	115 (36%)	115 (36%)	87 (27%)	2 (1%)
中学校 (176人)	91 (52%)	33 (19%)	52 (29%)	0 (0%)
合計 (495人)	206 (41.6%)	148 (29.9%)	139 (28.1%)	2 (1%)

【考察】

ヤングケアラーという言葉についてどの程度の認知があるのか尋ねたところ、「ある」と答えたのは56人（11.3%）でした。しかし、今年度関わっている児童・生徒の中で家族のケアをしているのではないかと感じた教員は148人（29.9%）、過去まで含めると206人（41.6%）であるため、4割以上の教員がケアを担っている児童・生徒について把握していたと考えられます。

さらに、図表1にあるように、小学校と中学校の教員数を勘案した割合では、中学校の教

員の半数以上が把握していることがわかりました。言われてみればそういう子どもたちがいると言うことが、認識されたのではないかと思います。

3) 家族のケアをしていると感じた児童・生徒の詳細 (問7-1~4)

<児童・生徒の性別>

男性 91人 (41.9%) 女性 124人 (57.1%) 無回答 2人 (1.0%)

合計 217人 (100%)

<家族の構成>

母親と子ども 91人 (42.0%)

父親と子ども 12人 (5.5%)

母親と子どもと祖父母 6人 (2.8%)

父親と子どもと祖父母 3人 (1.4%)

ふたり親と子ども 70人 (32.2%)

祖父母と子どものみ 1人 (0.4%)

その他 15人 (6.9%)

わからない 14人 (6.5%)

無回答 5人 (2.3%)

合計 217人 (100%)

<児童・生徒がケアをしている対象>

母親 106人 (45.5%)

父親 20人 (8.6%)

きょうだい 106人 (45.5%)

祖母 8人 (3.4%)

祖父 6人 (2.6%)

その他 6人 (2.6%)

わからない 9人 (3.9%)

合計 261人 (112.1%)

※上記は、再度精査した数字です。

図表2 対象者の属性に関する藤沢市と小平市のヤングケアラー調査との比較

対象者の属性	藤沢市	小平市
母	41.7%	45.5%
父	9.8%	8.6%
きょうだい	47.0%	45.5%
祖母	3.0%	3.4%
祖父	1.8%	2.6%
その他	3.5%	2.6%
わからない	4.7%	3.9%
合計	111.6%	120.2%

【考察】

家族のケアをしているのではないかと感じた子どもの人数は、217 人でした。男女比では、4 対 6 の割合で女性の方が多い状況でした。家族構成では、最も多いのが母親と子どもの家庭、次いでふたり親と子どもの家庭でした。子どもがケアをしている対象は、母親ときょうだいが 106 人（45.5%）ずつで、全体の 9 割を占めていました。また、複数回答であることから、一人の児童・生徒が複数の家族のケアをしているケースがあることがわかりました。さらに、図表 2 に示した対象者の属性に関する藤沢市と小平市のヤングケアラー調査との比較では、いずれの市も、母親ときょうだいの割合が高く、世帯規模の縮小に伴う家庭のケア機能の中に、ヤングケアラーの課題があることがうかがえます。

4) ケアしている対象の状態と児童・生徒がケアしている内容（問 7－5～6）

＜ケアをしている母親の状態＞		＜ケアをしているきょうだいの状態＞	
がん等の病気	13 人（10.7%）	がん等の病気	1 人（0.8%）
身体障がい	10 人（8.3%）	身体障がい	10 人（8.3%）
知的障がい	5 人（4.1%）	知的障がい	11 人（9.1%）
聴覚障がい	2 人（1.7%）	聴覚障がい	1 人（0.8%）
精神疾患	31 人（25.6%）	精神疾患	1 人（0.8%）
依存症	2 人（1.7%）	幼いため	55 人（45.5%）
幼いため	2 人（1.7%）	その他	7 人（5.8%）
その他	25 人（20.7%）	わからない	3 人（2.5%）
病気・精神疾患	1 人（0.8%）	身体・知的障がい	2 人（1.7%）
病気・知的障がい	1 人（0.8%）	身体障がい・幼い	1 人（0.8%）
精神疾患・依存症	1 人（0.8%）	知的障がい・幼い	4 人（3.3%）
わからない	4 人（3.3%）	無回答	25 人（20.7%）
無回答	24 人（19.3%）		
合計	121 人（100%）	合計	121 人（100%）

図表3 きょうだいの世話をしている児童・生徒の学年別人数

学年	男 (人)	女 (人)	計 (人)
小1	1	2	3
小2	2	3	5
小3	1	5	6
小4	6	9	15
小5	2	7	9
小6	6	14	20
不明	1	1	2
計	19	41	60
中1	4	10	14
中2	6	9	15
中3	5	15	20
不明	1	3	4
計	16	37	53

図表4 精神疾患の家族のケアをしている児童・生徒の学年別人数

学年	男 (人)	女 (人)	計 (人)
小2	2	4	6
小3	2	1	3
小4	2	0	2
小5	5	1	6
小6	7	3	10
不明	0	1	1
計	18	10	28
中1	3	2	5
中2	0	3	3
中3	4	5	9
計	7	10	17

図表5 子どもがケアしている内容

●子どもがケアをしている内容	小学校 (n=123)	中学校 (n=93)	総数 (n=216)
① 家事(料理、掃除、洗濯など)	66	57	123
② 食事や着替えの介助、移動介助など	9	11	20
③ 生活のための買い物、家の中の修理仕事、重いものを運ぶ	21	16	37
④ きょうだいの世話	71	56	127
⑤ 病院への付添や通訳	4	6	10
⑥ 請求書の支払い	1	0	1
⑦ 医療的世話(服薬管理、たんの吸引など)	0	1	1
⑧ 入浴介助やトイレ介助、体拭きなど	0	2	2
⑨ 感情面のサポート(ケアの受け手の精神状態を見守り、言うことに対応する)	24	8	32
⑩ その他	1	0	1
⑪ わからない	9	5	14
合計	206	162	368

【考察】

ケアをしている母親の状態では、「精神疾患」が最も高く、次いで「がん等の病気」、そして「身体障がい」、「知的障がい」でした。また、きょうだいの場合では、「幼いため」が圧倒的に高く、次いで「知的障がい」、「身体障がい」となっています。

また、子どもがケアをしている対象の中で数値が高い「きょうだい」と「精神疾患の家族」について、「子どもの学年別人数」(図表3・4)を算出してみました。きょうだいの世話では小学校1年生から見受けられ、低学年から何らかのケアを担っていることがわかりました。加えて、きょうだいと精神疾患の家族のケアを同時に行っている子どもは、小学生が9人、中学生が7人でした。また、2年以上家族のケアをしている児童・生徒は、小学校9人、中学校10人でした。小中の教員の引き継ぎなどを勘案すると、小学校の時から引き続いて何らかのケアをしていることが予想されます。(問7-8)

子どもがケアしている内容は、図表5にあるように「きょうだいの世話」と「家事」が多く、「買物や感情面のサポート」も複数見受けられています。「病院への付き添いや通訳」は、藤沢市でも挙げられておりますが、小平市では近年外国籍の住民が増えており、教員等へのインタビュー調査でも子どもが通訳をしている状況が聞き取れました¹。また、「入浴やトイ

¹ 「(仮称)小平市第四次長期総合計画策定状況 ニュースレター第12号」(2020(令和2)年1月発行)によれば、小平市における多摩地域26市の外国人人口と人口に占める外国人人口

レ介助」等の身体介助や「医療的世話」は、中学生になるにつれて出てくる傾向にあると考えられます。

5) ケアする子どもに気づいたきっかけと児童・生徒の実態把握（問7-7）

図表6 ケアする子どもに気づいたきっかけ

●その子どもがケアをしていることに、どのように気がついたか

	小学校 (n=110)	中学校 (n=84)	総数 (n=194)
子ども本人の話	38	27	65
保護者の話（連絡帳含む）	30	16	46
家庭訪問	3	1	4
面談	4	7	11
校内会議/担任より	13	11	24
引継ぎ（前担任から、前年度から等）	8	1	9
引継ぎ（小学校から、保育園から等）	0	8	8
様子観察	11	9	20
遅刻・欠席・登校状況	6	7	13
転入・転出時、転出先の先生の話	1	8	9
話・言動・会話	16	6	22
友達情報本人の友達情報	0	1	1
身だしなみ	1	0	1
作文・日記、総合の学習	4	1	5
きょうだいの話	3	0	3
児童調査票	1	0	1
親が外国籍で子どもが通訳をしている通訳	2	0	2
こどもの体の傷・怪我・不調・不調	3	2	5
料理・家事	3	0	3
行政のサポートを受けているか確認した	1	0	1
教育相談	1	0	1
ご飯を食べてこない	1	1	2
関係機関からの情報	3	3	6

【考察】

自由記述をグループ分けして分析した結果では、小学校・中学校の総数では、【子ども本

の割合（2018（平成30）年10月1日現在）は多い方から数えて4番目であり、人口に占める外国人人口の割合は、多摩地域26市の中で2番目に高い状況にあります。

人の話】が 65 人で一番多く、次に多かったのが【保護者の話（連絡帳含む）】で 46 人でした。日常の児童・生徒の【言動・会話】は 22 人、【遅刻・欠席理由】は 13 人など、教員自身が子どもと接する中で、気づくケースが多くありました。教員自身が子どもと接する中で気が付くケースやケアをしている場面を直接見るなどの【様子観察】も 20 人が回答しています。

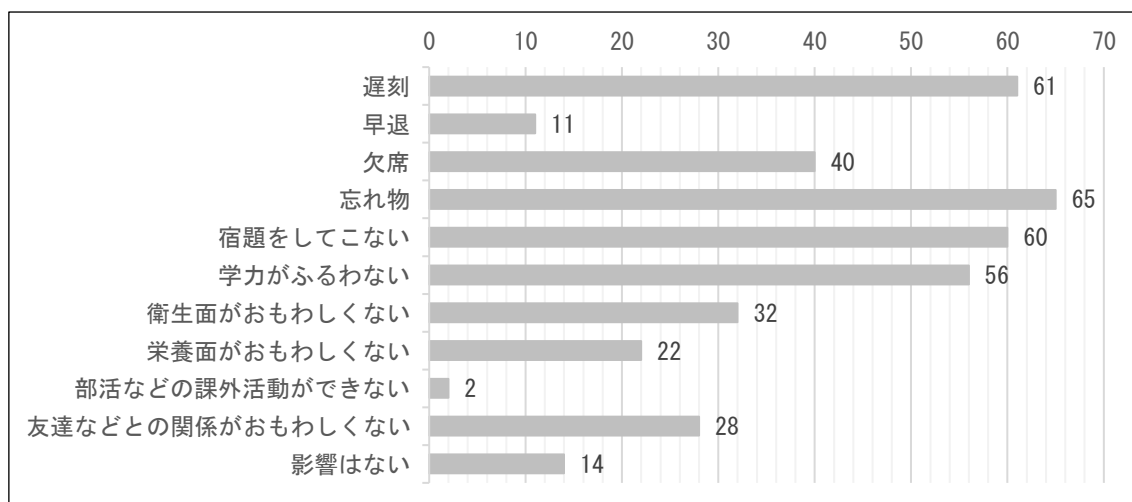
また、【校内会議/担任より】が 24 人であり、【校内会議】【引き継ぎ】【関係機関からの情報】なども、子どもがケアをしていることに気づくきっかけになっていると考えられます。

【引継ぎ（前担任から、前年度から等）】は小学校の方が高い割合であり、【引継ぎ（小学校から、保育園から等）】は中学校の方が高い割合でした。担任からの報告やスクールカウンセラー（SC）、SSW からの報告など学校内での共有や、子ども家庭支援センターや民生委員からの【関係機関からの情報】6 人、【転入・転出時、転出先の先生の話】9 人など小学生や中学生に同数程度に見られます。

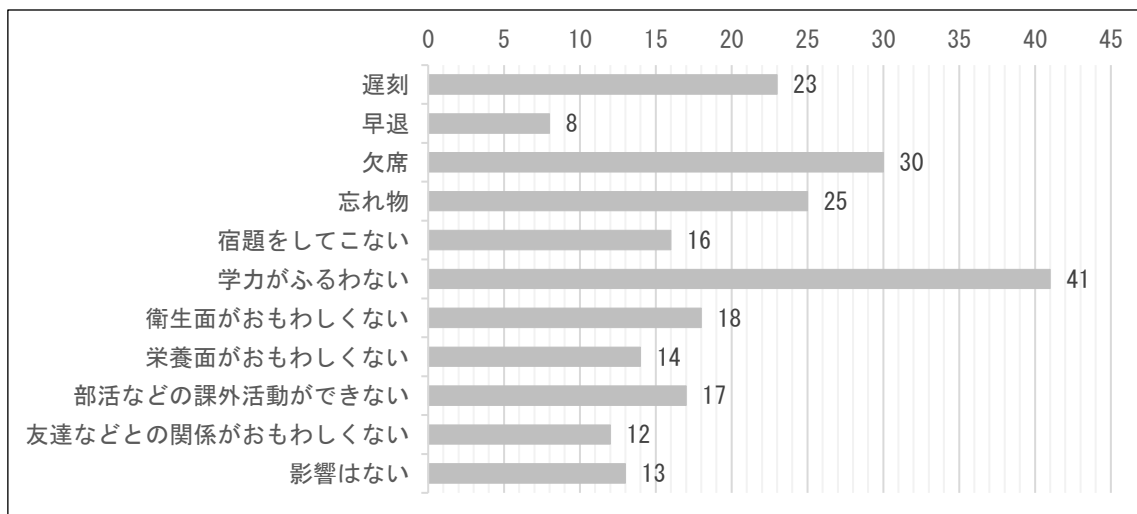
さらに、「本人の話より ひどいやけどをして来室したのでどうしたかと問うと、みそ汁を作っていてこぼしたとの話から毎日食事をつくっているという話に発展した。」など、料理・家事】で怪我をするに加え、【こどもの体の傷・怪我・不調・不眠】に当たるケースも一定数確認されました。子どもの年齢や成長の度合いからは不釣り合いな役割を担っていることも推測されます。

6) 児童・生徒の学校生活への影響（問 7-11 問 7-12）

図表 7 児童・生徒の学校生活への影響（小学校）



図表8 児童・生徒の学校生活への影響（中学校）



図表9 問7-11に対する追加の自由記述

主なカテゴリー	自由記述	小学校	中学校
児童生徒の課題（生活・身体・情緒）	・色白で細い	2	-
	・がんばっている	1	-
	・給食を食べに学校に登校している	1	-
	・寝不足	4	-
	・感情的、情緒不安定	2	2
	・ネガティブ	1	2
	・元気がない、疲れている	-	3
	・口数が少ない	-	1
	・感情を抑えている	-	1
学校における課題（学力・友人関係・態度）	・遅刻や早退が多い	2	2
	・学習の定着や積み重ねがない	3	3
	・授業中に居眠り	2	-
	・校外活動は必ず欠席する	1	-
	・理由のない欠席	2	2
	・不登校	1	1
	・友人関係がうまくいかない	1	-
	・学習に必要なものがそろわない	2	-
	・学習する時間がない	-	1
家庭の課題（生活・養育）	・シラミがわいてしまった	1	-
	・持ち物や衣服の匂いや汚れ	1	2
	・提出物が提出されない	2	3
	・家事を担っている	1	3
	・朝ごはんを食べない	1	-
	・夕食の時間が遅い	1	-
	・寝る時間が遅い	1	-
	・母親の精神疾患	1	-
	・怪我をしても治療のために病院に行かない	1	1
	・集金を出さない	1	-
	・きょうだいの子守りや保育園の送迎	1	2
	・保護者と連絡が取れない	1	-
・家庭の貧困	-	1	
その他	・環境が変われば学力や健康状態は改善される	1	-
	・保護者のケアのためかは不明である	-	1

【考察】

児童・生徒の学校生活への影響としては、小学校では、学校教育に対する家庭の理解や協力がなければ成立しない「忘れ物」「遅刻」「宿題をしない」が上位でした。また、中学校では、積み重ねの結果でもある「学力」に最も影響が現れると考えられますが、それ以外では「欠席」や「遅刻」など、結果的に怠学傾向につながる項目への回答も多くありました（図表7・8）。

問7-11に対する追加の自由記述では、文章や項目ごとの記載など、様々な方法でご意見をいただきました。そのため、要素ごとに分類し、ある程度のカテゴリーを設けて整理しました。カテゴリーは【児童生徒の課題（生活・身体・情緒）】【学校における課題（学力・友人関係・態度）】【家庭の課題（生活・養育）】としました（図表9）。

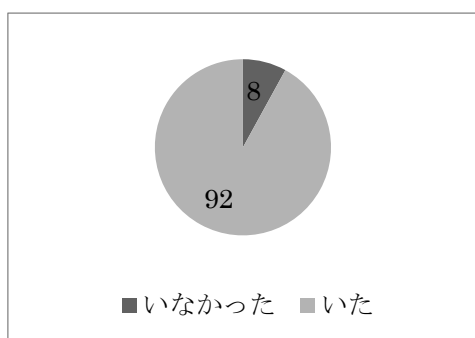
児童生徒の課題（生活・身体・情緒）としては、小学校では「寝不足」、中学校では「元気がない、疲れている」が最も多い回答でした。また両者に共通し、「感情的、情緒不安定」も複数の回答が見られました。

学校における課題（学力・友人関係・態度）としては、多いのは学校生活において確認が容易な「遅刻や早退が多い」「理由のない欠席」であり、評価の段階で明らかな差異が生じる「学習の定着や積み重ねがない」は複数回答がありました。その他「学習に必要なものが揃わない」は小学校で特徴的に見られました。

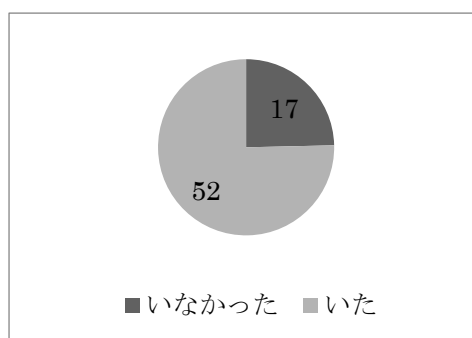
家庭の課題（生活・養育）としては、小学校では「提出物がそろわない」以外は多くの項目が挙げられ、中学校の場合は「家事を担っている」「きょうだいの子守りや保育園の送迎」といった年齢を重ねなければ担うことができない項目が挙げられました。小学校・中学校ともに、特に保護者の承諾が必要な提出物の滞りには、苦慮していると思われます。

7) 教員間の連携、他機関との連携（問7-14）

図表10 教員間の連携（小学校）



図表11 教員間の連携（中学校）



図表 12 教員が相談できる人や場所

主なカテゴリー	自由記述	小学校	中学校
学内	・同僚（担任、他の教員、学年主任）	43	22
	・管理職（校長、副校長、教頭）	32	10
	・養護教諭	4	-
	・校内委員会、校内ケース会議	6	1
	・スクールカウンセラー	9	7
	・スクールソーシャルワーカー	-	7
	・特別支援学級担任教諭	2	-
	・日本語教諭	1	-
	・通級担当教諭	2	1
	・スクールサポーター	-	1
	学外	・教育委員会	1
・児童相談所		3	-
・行政機関（福祉部局）		1	-
・子ども家庭支援センター		9	2
・警察		1	1
地域	・民生児童委員、主任児童委員	4	1
	・知人	1	-

図表 13 教員が連携できる人や機関

主なカテゴリー	自由記述	小学校	中学校
学内	・管理職	1	-
	・校内委員会、校内ケース会議	2	1
	・スクールカウンセラー	1	2
	・スクールソーシャルワーカー	-	4
学外	・児童相談所	26	17
	・福祉行政機関（福祉事務所、子育て支援課）	12	4
	・子ども家庭支援センター	26	18
	・特別支援学校	1	-
	・警察	6	1
	・病院	1	-
	・保健所	1	-
	・教育委員会（教育相談含む）	1	-
	・通級	1	-
	・適応指導教室	-	1
地域	・民生児童委員、主任児童委員	28	4
	・学童保育	2	-
	・保育所	1	-
	・短期入所生活援助（ショートステイ事業）	1	-

【考察】

教員が相談できる相手については、小学校では9割が「いた」と回答し、中学校では8割弱にとどまっていました（図表10・11）。これは担任の役割として、小学校ではほとんどの科目を担当すると同時に、児童の生活全般まで関わることも多く、対応も担任に委ねられるため常に相談する必要があるからと考えられます。したがって、小学校では同僚や管理職に相談している回答が多くありました。また、学外の関係機関との連携により、児童の不適切な生活に介入する必要性が高いと考えられます。

一方、中学校では、教科担任制を敷いていることで生徒とのつながりが小学校よりも薄くなり、生徒が自立した生活を営めることも影響していると考えられます。また、何か問題が生じた際には生徒指導担当教員とともに対応することが多いため、学内チームでの相談が中心になるのかもしれませんが。なお、SSWについては、本調査では中学校のみでの活用実績でした。これは小平市の場合、中学校への配置であることから、また小学校での活用は始まったばかりであったため、調査を行った段階では、ひろがっていないことがわかりました。

教員が連携できる人や機関については、市の家庭支援拠点である子ども家庭支援センターとの連携が多く、続いて児童相談所でした。それ以外では、小学校では民生児童委員・主任児童委員との連携も多く見られました。総じて、保護的・受動的影響を重視することから小学校の方が外部機関との連携に積極的であり、自律的・能動的見解から、中学校では若干割合が低下する傾向があるように思えます。

（3）教員としてできるサポート、どんな支援が役立つか

全回答者への設問であり、495名中322名（小学校220名、中学校112名）の方からの回答がありました。

教員としてできるサポートとしては、児童の相談にのり、話を聞き受けとめる（63名）。家庭訪問等、家族とも連携しながらで本人の本当の様子を知る（情報収集・現状把握）（28名）でした。その上で、関係機関につなぐ、周囲への理解、学習（補習）支援等が具体的な方法として記されておりました。以下、その内容を4つに分けて明記します。

① つなぐ・連携する機関と人

関係機関につなぐ、関係機関等と連携するという記述回答は46名からですが、具体的な機関としては、子ども家庭支援センター（18名）、児童相談所（11名）、市町村の窓口（10名）、ファミリーサポートセンター（1名）があげられました。また、つながる・連携する人

材としては、スクールカウンセラー（11名）、スクールソーシャルワーカー（18名）、民生・児童委員（20名）、地域の人（8名）、親戚（1名）でした。

② 周囲の理解、学校内での支援

学校全体の共通理解を図り組織として対応するという点においては、管理職に相談（9名）、教員間の情報共有（9名）、できる範囲で周りの子どもたちにも伝え協力を得る（2名）等の記述回答がありました。具体的な学校内での支援では、学校生活での負担軽減・部活軽減（6名）、学校が遠のかないように安心できる場にする（3名）、学習・補習支援（15名）、学資、経済的支援（3名）、合理的配慮（2名）でした。

③ 家庭内への支援

家庭内に関しては、生活支援を行う機関等の紹介（4名）、適切なサポートを紹介（16名）、自宅に生活環境をつくる（4名）、多くの関係機関が家庭に入る（1名）などでした。

④ その他

その他としては、「教員としてできることはない」、「福祉的な立場から学校にアドバイスしてくれる支援欲しい」、「子どもの教育を受ける権利を保障するために、その子の負担を減らすべく周囲に働きかける」、「教員のゆとりのなさから、感度が低くなっている」、「家族のケアまではできない」、「支援の方法があれば教えて欲しい」などの記述がありました。

これらを踏まえ、教員としてできるサポートとしては、児童・生徒の話を聴き、受けとめる。必要に応じて適切な機関・人材とつなぎ連携協力する。学内では、学習補習のサポート、心理面でのサポート、学校生活での負担軽減などが考えられます。また、家庭に対して役立つサポートとしては、家庭との連携を図りながら適切な生活支援機関を紹介する等の情報提供のサポートが多くみられ、実際に教員が情報提供を行っていることが推測されます。

しかし一方で、教員のゆとりのなさから児童・生徒の状況に気づけない。支援方法がわからないなどの記述もあり、教員の多忙さの中で教員としてどこまで踏み込み、他機関との協力を図って行けばよいのかなど、教員の戸惑いも垣間見ることができました。

3. インタビュー調査の概要

2018年度は、ケアを担う子ども（ヤングケアラー）の状況、学校・教員としてのサポートの状況や課題をさらに詳しく知るために、教員等へのインタビュー調査を実施しました。

対象は、小学校・中学校教員、SSW 計10人です。選定方法は、昨年度のアンケート調査の結果を受け課題把握を行い、東圏域、中央圏域、西圏域を考慮し、3カ所の調査対象学校区を選定しました。その学校区の中で、ケアを担う子どもの状況に詳しい教員を調査対象者として、各学校長に選んで頂きました。SSWは教育委員会の指導課を通して依頼しました。実施期間は2018年7月～8月でした。

調査方法は、大まかな質問項目による半構造化インタビュー調査であり、対象者1名につき調査者2名による自由面接法、所要時間平均30分程度でした。倫理的配慮としては白梅学園大学短期大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施し、口頭と文書にて説明の上同意書を得て行いました。

主な質問内容は、以下の通りです。

- ・対象者の属性について（性別、年代、役職（職種）、経験年数）
- ・「ケアを担う子どもたち」の状況について
- ・教員、学校としてできることについて
- ・教員、学校だけでは困難な点について
- ・ケアを担う子どもに関する保・幼・小連携、小・中・高連携の実際について
- ・関係機関、組織等との連携について
- ・その他

4. インタビュー調査の結果・考察

1) 対象者の属性について

対象者の人数は、男性6人、女性4人、計10人。役職（職種）は、学校長、主任主幹教諭、主幹教諭、養護教諭、SSWです。年齢は、30歳代から60歳代であり、経験年数は5年から20年以上でした。

2) 「ケアを担う子どもたち」の状況について

アンケート調査の結果では、ひとり親家庭、親が精神疾患を患っている、きょうだい

のケアをしている子どもたちのケースが多く見受けられました。それらを受けて、学校での児童・生徒の状況について尋ねました。

学校での児童・生徒の状況は、外面的には、学習面では遅れている。かっとするところがある。疲れやすい。頑張って高校に進学した生徒もいるが、不登校になり連絡がとれない場合もある。連絡なく休む。制服や体操着が洗濯されていない。給食をよく食べる、食べに来ている。運動会などの行事に参加しない。年上のきょうだいが下の子の学童保育などにお迎えに行っている。夜間に乳児の世話をしていると話す子どもがいる等があげられました。

一方、教員からみえる児童・生徒の内面的な状況は、教員に見せる顔とスクールカウンセラー（SC）に見せる顔が異なる。家族や仲間を大事にする。困っている友だちをほっておけない。家族の話をするものの家庭での大変さをほとんどみせない。SOSをうまく出せないでいる等が語られました。

こうした児童・生徒に対して、教員が行っている児童・生徒への直接的な精神的サポートとしては、①きょうだいに障害のある児童の場合には、その子の気のすむまで自然な形で話をきくように心がける。②教員とSCが役割分担をしながら本人の話などをきく。③放課後などに勉強をみたり、児童・生徒との交換日記や連絡帳などでやり取りをする等が語られました。

また、家庭に対する対応やサポートとしては、①SSWや子ども家庭支援センター等に相談し、別の支援につなぐ。②母親に精神疾患がある場合には、電話や訪問で母親の愚痴をやんわりとききながら、子どもの様子を伝える等です。家族の悩みを聞くことが巡りめぐって子どもに還元していくと考え、対応している教員もおりました。

3) 教員・学校としてできること、学校によるサポートの強みについて

教員・学校としてできること（精神的サポート）としては、気づいてあげる。SOSをしっかりと出せる関係づくり。週1回でも自分のこと、困っていることが話せる場づくり。SCは母性的、担任は父性的役割があるなどがあげられ、SCには自分が行っていることや大変さを語り、担任にはそうしたそぶりを見せない場合でも、双方のその子の存在を受け止めることを大切にしていました。

学校によるサポートの強みとしては、登校して、学校とつながっていれば、子どもたちの変化がみえる。放課後などの勉強面のサポートや学校生活のルールを教えられる。

担任、管理職、養護教諭、SC（週1）、SSW（週2）等があり、教育・心理、福祉面で連携したサポートができる。福祉面でのサポートでは、経済的困窮家庭等が使える制度やサービスに繋ぐことができる等が話されました。

4) 教員、学校だけでは困難な点について

教員、学校だけでは困難な点については、家庭や保護者との関係では、家庭の中に入り込むことや、生活の自立への支援は難しい。また、不登校で学校と繋がっておらず、保護者が拒否的である場合には入っていくことが難しい。児童への影響を考えるとやりわりとしか話しかできない、経済的なことには踏み込みにくい、などがあります。

学校というシステムとの関係では、長期休暇、学校が休みの時は、学校としてのサポートや見守り等ができない。小学校は近い距離にあるため教員が立ち寄りやすいが、中学校はエリアが広域になるため、立ち寄ることが難しくなる。学童保育は（実態は）小学3年生までのため、4年生に以降が心配である。中学校を卒業した後のフォローが難しいなどがあげられました。

5) ケアを担う子どもに関する保・幼・小連携、小・中・高連携

小平市では、特別支援教育推進施策の一環として、「こげら就学支援シート」を、その年の4月に小学校に入学するお子さんの保護者の方に配布しています。この「こげら就学支援シート」は、家庭や認定こども園・幼稚園・保育園等におけるお子さんの様子や保育の様子、指導内容・方法の工夫や配慮などを小学校に引き継ぎ、豊かで楽しい学校生活を送るために、保護者や各園等の様々な思いを学校へ橋渡ししていくための貴重な資料になります。小学校では入学時の引き継ぎの際に活用し、それを使って学級の編成などを行っているケースもありました。これは、保護者の要望で就学前の機関とともに書くものですので、別の自治体からの就学者の場合や提出がない場合には情報が入ってこないことがあります。また、保育園にきょうだいを迎えに行く子どももいる場合には、情報共有として市内の保育園に直接連絡することもあるそうです。

小中の連携では、小学校に6年生の担任と中学校の教員が書類と人を介しての引き継ぎを行っています。同じ学区の中学校に就学する子どもが多いため引き継ぎはしやすい面はあります。しかし、小学校と中学校との指導体制が異なるため、うまく機能しているかについては課題があるのではないかという指摘もありました。

高校は都内だけでも 500 校以上（通信制、定時制、サポート校などを含む）²あり、中学校と高校との連携は薄いのが現状です。サポート校の場合には、高校からの問い合わせや来校される場合もあるようです。

6) 関係機関、組織等との連携について

外部の関係機関、組織との連携は、アンケート調査の結果と同様に連携しやすいのは子ども家庭支援センターであり、市内の活動を中心に行っておりネットワークがよいという印象を多くの方が持っていました。そのほかでは、生活支援課、社会福祉協議会（教育支援の貸付、権利擁護等）、警察、民生・児童委員、学校ボランティア、あゆみ教室などがあげられました。

連携しにくい機関としては、児童相談所や保健所があげられました。これらは都の機関であり管轄地域広く、困難ケースを扱うことが多いことなどもあり、日常的に繋がれる状況にはない面があるようです。また、医療機関の場合は、個人情報もあるため把握しにくい面があるようです。警察に関しては、連携しやすいという回答もあることから、取り扱える内容によって、連携しやすい面としにくい面があるのではないかと考えられます。

7) 課題・その他

課題やその他の意見として、以下の点があげられました。

- ①子ども家庭支援センターはネットワークもよくうまく連携できていると思われま
す。しかしうまくいっているのは職員がよいからです。職員個人に頼っているという点では、システムとしてはできていないと考えられます。
- ②民生委員の方の協力は大切ですが、地域が近すぎると感じる時があります。精神疾患の方などは、近いことと距離があることの両方からの支援があるとよいのではないかと考えます。
- ③ファミリーサポートセンターの活用では、お金の問題がでてきます。また、家庭の中に人が入ることが平気な人、そうでない人がいます。チケットみたいなもので誰もが自由に使えるサービスがあれば、家族のケアを担っている子どもが母親に甘えられる

² 2020（令和元）年度の学校基本調査によれば、東京都内の高校本科の学校数は 429（国立 6、公立 186、私立 237）校である。

機会にもつながるのではないのでしょうか。

- ④担任の先生の力が大きい現状では、教員が頑張れば頑張るほど支援から離れていくジレンマを感じる面もあります。
- ⑤教員は無力ではないですが、どこまで踏み込んで良いのか。家庭のフォローがなければ、子どもたちの生活リズムを変えるのは難しい状況にあります。

5. 小括

アンケート調査においても、教員の方々は児童・生徒と接する中で、ケアラーである子どもたちの存在に気づき、安心できる場、自分のことが言える場などを作るために、多様な働きかけを行っている様相が伝わってきました。また、インタビュー調査を通して、家族関係を壊さないように保護者の方と接し関係を保っていかうとしている姿を、肌で感じる事が出来ました。

さらに、児童・生徒が教員や SC 等に見せる顔も多様であることがわかりました。例えば、SC には夜中に年下のきょうだいにミルクをあげていると話す児童・生徒であっても、学級ではそうした話をほとんどしない。その一方で、子ども家庭支援センターからは、この児童・生徒の母親は暴力的な感じがあるものの、お赤ちゃんのケアは割ときちんとやっているという情報があったりします。こうした場合、児童・生徒が大げさに言っているという見方もあるかもしれませんが、子ども自身にとっては大変なことかもしれないし、子ども自身がしていることを誰かに認めてほしいと思う気持ちの現れかもしれません。さらに、過度なケアを担いながら「苦しいな」「不安だな」と感じる事があっても、そういう状況にあることが認識できていない子ども、本当は親に甘えたいけど言い出せない子どもなど、子どものニーズも多様であることもわかりました。

次では、本研究における調査結果を受けながら、各研究分担者の専門的な立場から見えてきたヤングケアラーの実態と支援に関する課題について、報告させていただきます。

IV. 調査結果を受けてーヤングケアラーの実態と支援に関する課題

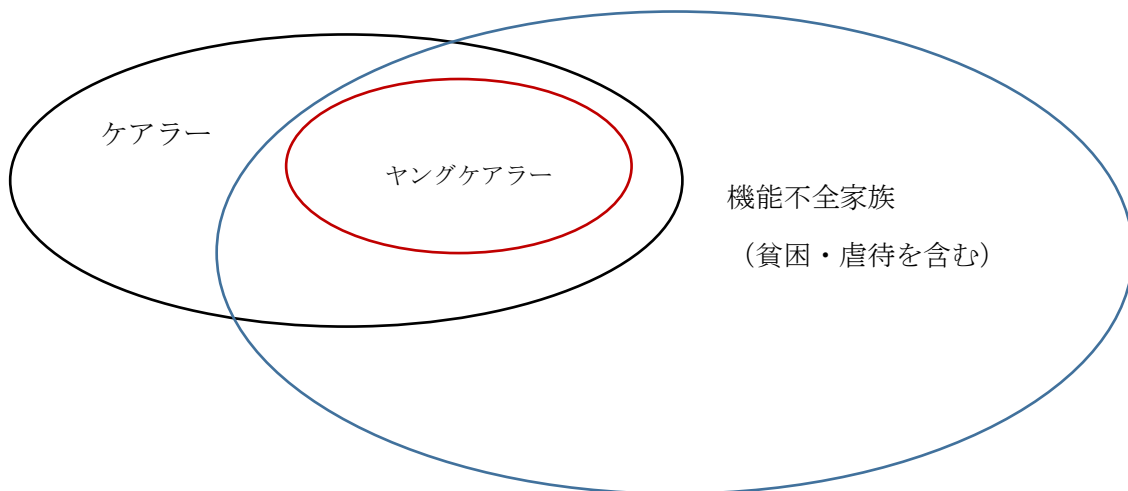
1. 子どもと家族を支える支援

子ども学部子ども学科 市川奈緒子

私の専門は、障害のある子どもと家族の支援です。心理士として就学前機関や公立小中学校にも行き、先生方と一緒に特別支援教育について考えてきました。そうした立場から、今回の調査結果を踏まえたヤングケアラーの実態と支援に関する課題について考察したいと思います。

1) ヤングケアラー問題の複合的性質

ヤングケアラーの抱える問題のおおもとは、彼らが「子どもであり、ケアラーである。」という二重性そのものにあります。非常に大まかな図ですが、下記のような図式があてはまると思います。



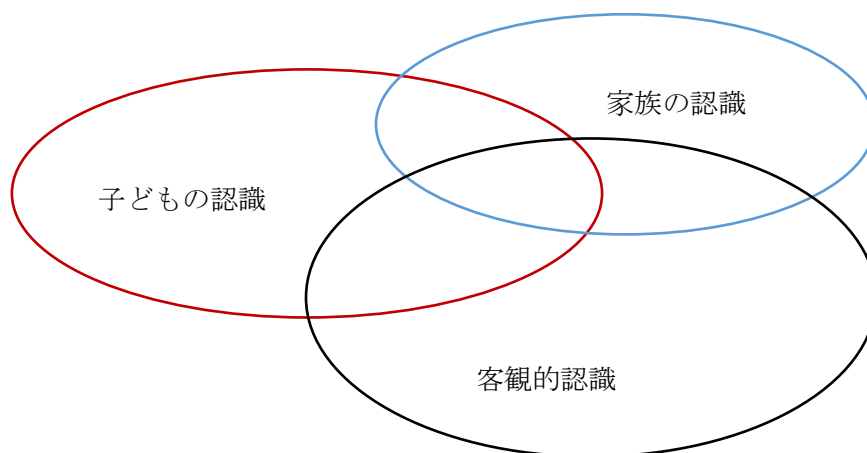
図表 13 ヤングケアラーの位置づけ

ヤングケアラーは、現在の社会でケアラー全般が置かれる状態と、家族の中で子どもであることで得られるはずのケアが得られないという状態の接点にあります。つまり、子どもが営むケアの寡多に依らず、通常子どもが自分に対して得られるはずのケアが家庭内で得られ

ない状態が土台としてあり、その上で、子どもがケアを担うことによる負担や不安、その結果としての学校生活、社会生活への影響が複雑に関係し合い、積み重なっていくと考えられます。

2) 状況のアセスメント

ですから、ヤングケアラーの支援に際しては、まず全体状況のアセスメントが大切になります。心理学的なアセスメントとは、福祉や教育分野とは少しニュアンスが異なるかもしれませんが、情報を集めて正しく客観的に状況を把握することです。ヤングケアラーの場合、問題が複合的に重なっており、その分個別性も高いため、尚更個別性の理解が必要です。また、支援対象者である家族成員それぞれと子どもとの状況の認識や主観的なニーズは異なることが大いに予想され、また、それらが客観的な状況認識とも異なることも大いにありうることです。つまり、図にすると以下のようなになると思います。



図表 14 当事者間の認識のずれ

つまり、この場合のアセスメントとは、客観的状況を描き出すだけではなく、それがそれぞれの当事者にとってどのように見えており、どのように担おうとしているのか、そのあたりを同時並行的に明らかにしながら、支援の方向性を探っていくという作業になってくると考えられます。

また、このアセスメントにおいてはとくに、単純な因果律で考えない、つまり、「誰か、

または何かのせいにしない」ということが重要です。原因や「悪者」を探すのではなく、問題状況の全体像を俯瞰し、ニーズの違いや重なりを明らかにし、支援できること、当座できないことを整理しながら、優先順位をつけていくことが、支援の方向性を導き出すことに有効です。

ヤングケアラーたちは、学校生活、社会生活におけるハンディキャップとともに、みずからの育ちという点で大きなハンディキャップを負う可能性があります。次にその点について述べたいと思います。

3) アイデンティティーの育ちとヤングケアラー

広く知られているように、児童期、思春期、青年期は子どもが自分というものを知らながらかつ自分を確立していく時期でもあります。以前、アダルトチルドレンという概念が大きく取り上げられた時期がありました。これは、機能不全家族で育った子どもたちが、自分の子ども時代を十全に生きられなかったために、おとなになってからさまざまな不全感に苦しむ、その特異な育ちとそれが作るキャラクターを指します。アイデンティティーとは、本来自分自身の健全性や長所、周りの環境とのよいつながりを土台として育まれるべきなのですが、アダルトチルドレンの場合、「守られない自分」「愛されない自分」「無力な自分」が元になってしまいます。言うまでもなく、ヤングケアラーには、アダルトチルドレンの要因が多くあります。

私は発達障害のある子どもたちのアイデンティティーの育ちを見てきましたが、一般的に、学童期になると、彼らは自分とほかの子どもたちの違いというものに気がついたり気にし出したりします。その際に大切なのは、彼らが「いろいろと困難があるけれどもそれは自分のせいではないこと」そして「自分だけではないこと」を知ることだと私は考えています。つまり、周りのおとながそうした知見を持っていること、そして、発達障害のある子どもたちが、同じような特徴を持つ子どもたちと知り合える機会や場所が必要だと思います。

ヤングケアラーが抱える困難は、発達障害のある子どもたちとはかなり異なりますが、アイデンティティーの育ちに関しては、同様の考えが成り立つのではないかと思います。彼らが「自分のせいではない」ということを知ること、つまり、ヤングケアラーが往々にして担わされる罪悪感から少しずつ解放され、自分と家族の抱えるものから距離を取れるようになることの支援が必要ですし、同時に、「自分だけではない」ということを知ること、つまり、彼らが抱える孤独感から少しずつ解放されるように支援していくことが必要なのでは

ないかと考えます。

4) 学校でできる支援

学校でできる支援、先生方にできる支援に関して、詳しくは別稿に譲りますが、アイデンティティーの育ちの視点から以下のことが重要になると思われます。

1つは、まず「気付くこと」です。子どもがやる気がない、家族がだらしがないのではなく、そこに大きな困難があるのだと気付いていくことから支援が始まります。

2つ目は、「寄り添うこと、味方になること」です。これは言うは易し、行うのは大変難しいことです。しかし、困難の大きい状況の中ほど、先生は味方だと思えることは子どもにとって一番のエンパワメントになります。

3つ目は、「子どもにとってのよきモデルになること」です。子どもは身近な数少ないおとなをモデルにしながら成長していきます。しかしヤングケアラーは、おとなの困難や希望が持てない生き方を目の当たりにしながら育つこともあるでしょう。ある児童養護施設の職員が、「自分は子どもに対して『おとなっていいよ、おとなになるって悪くないよ』と伝えていきたい。」と話してくれましたが、ヤングケアラーの周りのおとなが、彼らに「おとなになることへの希望」を与えていく存在であることも意識したいことです。

最後に、私自身の今後の課題として述べさせていただきますが、特別支援教育はどうしても「発達障害」の視点が強いのですが、ヤングケアラーの可能性も視野に入れながら、学校と協力して子どもの姿の背景にある要因を一緒に考えていきたいと思います。その際、彼らを特別視せず、「ヤングケアラー」とレッテルを貼ることなく、個別性を重視しながら、学校と先生方を私の立場でサポートしていきたいと考えています。

2. 生徒指導に関連して

子ども学部子ども学科 増田 修治

1) 「ヤングケアラー」のとらえ方

今回の調査研究報告書を読んで、一番気になったのは「ヤングケアラー」という言葉の認知度です。「ヤングケアラーという言葉を知っている」という教員は56人(11.3%)でしたが、本当に理解していたと言えるのかということです。毎月開いている「白梅教育実践研究会」には、現場の教員が15~20名程度集まります。その場で、「ヤングケアラー」という言葉を知っているかを問うたところ、全員が知らなかったし、10年近い教員経験のあっても、「職場で聞いたことがない」と答えていました。その後、「ヤングケアラー」という言葉の定義を教えたところ、「そういう子どもならいる」と半分近くの参加者が答えました。このことを、現役教師が集まる会でも同様に聞いたところ、「ヤングケアラーという言葉は聞いたことがない」と答え、定義を話すと「そうした子どもはいるし、担任したことがある」と答える教員が半数以上いました。

このアンケートでは、当然「ヤングケアラー」という言葉についての定義がなされており、それを讀んだことで「ヤングケアラーという言葉を知っている」と思ってしまった部分があるのではないのでしょうか。つまり、「ヤングケアラー」という言葉そのものが、学校現場の中には浸透していない状況があるということです。

しかしながら、「ヤングケアラー」という言葉とその定義を知ることによって、「そういえば、そうした子どもがいたな!」という振り返りを可能にしていました。現場の教員にとって、「子どもなのに、家族の世話をしている偉い子ども」という認識が強いのが現状です。

家族の世話をしている子どもを「偉い存在」と捉えるのではなく、報告書の「はじめに」で触れているように、「ケアをする存在であると同時に、本来ケアされるべき存在である子どもである」と捉えることで、子どもへの見方が変化していくと考えられます。

そうした視点を持つことができた時、「ヤングケアラーに対して、“家族全体を考えたアプローチ”をする」という考え方に変化することが出来るのです。

言葉を広めることが、子どもの実態を捉え直すきっかけになりえることを考え、現場へ広めていき、言葉を浸透させていくことが必要ではないでしょうか。

2) 調査結果から見えてくる生徒指導上の課題

東京都小平市で2017年7月～8月までに行った「ケアを担う子ども（ヤングケアラー）」の調査結果を見ると、「過去に、家族のケアをしているのではないかと感じた児童・生徒はいるか」では、「いた」206人（41.6%）、「いなかった」147人（29.7%）、「わからない」138人（27.9%）、「未回答」4人（0.8%）となっています。また、「家族のケアをしている」に対して、「いる」「いた」と回答したのは、217人（小学校127人、中学校90人）でした。

特筆すべき点として、母親をケアしているケースが107人で、ケアをされている母親はケアをされている父親の約5倍であり、子どもがケアをしている相手が大人である場合は、女性である確率が高いことが示されていました。その中で、母親の精神疾患によるものが、31人（25.6%）と最も多く、「ヤングケアラー」の4人に1人にもなっていました。

母親の精神疾患は、経済的な貧困と共に子どもへの依存度を増すのではなかいと思われまます。特に、ケアする相手が母親であった場合、「自分が守らなくては…」という意識が高くなる傾向があると思われまます。

3) 「ヤングケアラー」の子どもの実例

—両親の離婚によって家事をすることになった子ども—

ここでは、筆者が担任した小5の佐藤靖子（仮名）の例を紹介しまます。靖子のお母さんは、おばあちゃんの看病のためにしばらく家を空けていました。その時に、遠足の弁当を自分で作ってきました。そのお弁当に対して、次のような詩を綴ってきました。

遠足のお弁当

佐藤 靖子（5年）

5年の遠足で/私は自分でお弁当を作りました。/私一人で作りました。

どうにかできあがりまました。/私はお弁当の時間がとても楽しみでした。

お弁当のふたを開けると、/中身がグチャグチャでした。/食べるのがいやになって/とちゅうで食べるのをやめまました。/お母さんが作ると、/なんかあたたかい感じがするのに、その日食べたお弁当は、/とても冷たかったです。

一生懸命自分で作ったお弁当が、「グチャグチャ」になっていたショックは、靖子にとっては言葉に表せないほどだったに違いないとまありません。なかなかお母さんが帰ってこないため、靖子はイライラし、友だちをぶったり暴言を吐いたりなどの情緒的不安定な状態が続きました。そして、こんな詩を書いてきたのです。

せんたく物

佐藤 靖子（5年）

私は雨の日、/「友だちと遊べないな」と思うより/「せんたく物がかわかないな」

そう思う方が多くなりました。/もしかしてオバサン化しているのかも？

さらっと読むと、「おもしろい詩だな」ですんでしまいそうだが、気になって靖子に聞いてみました。すると、お母さんが、おばあちゃんの看病で実家に帰っていて、居ない間ずっと家事をしてきたことや、さみしいことなどを、涙をこぼしながら話してくれました。靖子は、本当はその大変さを分かってもらいたかったのです。

実際は、父母は離婚していたのですが、父は靖子には黙っていました。

教師や大人は、こうした一見ユーモアに見えるものの中にある子どもの本音を、しっかりと理解してあげる必要があります。ユーモアに本音を溶かし込んで表現しようとするのも、現代の子どもたちの特徴なのかもしれません。

ヤングケアラーは、様々なシグナルを教師に出しています。そのことに気づいていくことも大事な仕事となっているのではないだろうか。

4) 現代の子どもの課題

現在、相対的貧困の問題・家庭崩壊の問題などを、子どもたちに大きくのしかかっています。「ヤングケアラー」も、子どもたちの成長に大きな影響を与えています。もちろん、「ケアする存在」としての子どもを否定するわけではありません。しかしながら、「たくさんの大人にケアされたい」という願いは、どの子どもが持っていると考えて良いのではないのでしょうか。

小平市の教師に対するインタビューを読むと、「学校につながっていない子どものアウトリサーチが必要」「親御さんとの関係が切れないようにする」「綿密に連絡をとるようにする」などの声が見られます。

「ヤングケアラー」の問題は古くからありましたが、「ケアされる存在としての子ども」という視点が現場にはなかなかなかったように思います。

今回の調査結果は、学校教育の新たな課題を提案してくれたのではないかと考えています。

3. 小平市におけるSSWの役割と課題

子ども学部家族・地域支援学科 牧野 晶哲

1) 小平市のSSWは『拠点校配置型』

小平市では、文部科学省による「スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）活用事業」が開始された2008年度よりSSWを導入しています。これまでに配置人数や運用形態は変化しているものの、現在は市内全中学校（8校）に社会福祉士または精神保健福祉士を有するSSWを、週2日（1日6時間、年間100日程度）配置しています。都内の自治体の多くは、学校からの要請に応じて教育委員会や教育センターからSSWを派遣する『要請派遣型』の形態を採っていますが、小平市では事業開始当初から学校へ直接配置する『配置型』としているところが特徴です。なお、小平市の教育施策として中学校区を設定している関係上、学区内にある小学校への定期巡回訪問なども行なっているため、現在では『拠点校配置型』とも言えます。

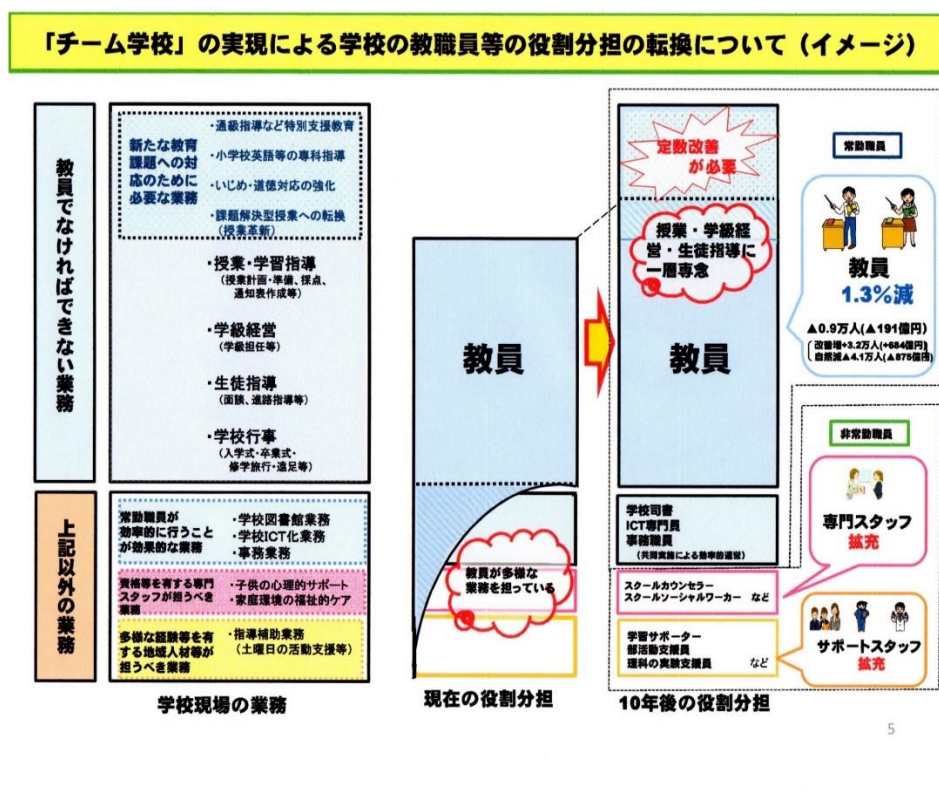
図表 15 中学校区内にある小学校の定期巡回先

【小平第一中学校区】	: 小平第一中学校、小平第十四小学校、学園東小学校
【小平第二中学校区】	: 小平第二中学校、小平第六小学校、小平第十三小学校
【小平第三中学校区】	: 小平第三中学校、小平第二小学校、小平第九小学校、鈴木小学校
【小平第四中学校区】	: 小平第四中学校、小平第四小学校、小平第十小学校、小平第十五小学校
【小平第五中学校区】	: 小平第五中学校、小平第一小学校、小平第十二小学校、上宿小学校
【小平第六中学校区】	: 小平第六中学校、小平第七小学校、小平第十一小学校
【上水中学校区】	: 上水中学校、小平第三小学校
【花小金井南中学校区】	: 花小金井南中学校、小平第五小学校、小平第八小学校、花小金井小学校

SSWの運用において、小平市が採用している『拠点校配置型』は、子どもたちに生じる問題の未然防止や早期発見、そして早期対応ができることが最大の特徴とも言えます。ヤングケアラー問題を含め、子どものいじめ問題への適切な対応、不登校への早期対応、虐待の早期発見および関係機関との連携は、教員や学校単独で取り組むことはかなり困難であり、かつ担当する教員に過重な負担が敷られるのが現状です。そのため文部科

学省では、学内の教職員を組織化し、専門スタッフ（SSW や SC など）も有効に活用しながら、家庭との連携を深め、必要に応じて関係機関や地域社会とも協働して問題解決を図る『チーム学校』体制を推進しています。

図表 16 チーム学校のイメージ



文部科学省：チーム学校関連資料 平成 26 年 11 月 21 日初等中等教育分科会チーム学校作業部会

資料 6 より

2) 『拠点校配置型』の特徴を生かすためには

小平市では学校に SSW が配置されていることで、子どもや教員からの日常的な相談にも応じることができ、問題の早期発見体制の充実に寄与できます。また学内会議などの参加も容易となり、情報共有や組織的対応、そして関係機関との連携も促進されます。さらには学区内の社会資源の把握や創出にも取り組みやすく、公的支援だけでは対応できない家庭の生活支援の体制づくりにも取り組むことも可能です。特にヤングケアラー問題のように、家庭のあり方（家族構成、養育方針、生活環境など）を含めた対応は、

包括的かつ継続的な支援体制の構築と関与が必要となるため、『配置型』は的確と言えます。ただし、小平市におけるSSWの『拠点校配置型』の特徴を生かすためには、まだいくつかの課題があると考えます。

まず1つ目は勤務日数の問題です。全中学校に配置した上で中学校区を担当していますが、現在の勤務日数では十分とは考えづらいです。これは子どもとの信頼関係の醸成、学区内の学校や教職員との関係構築、学区内の学内会議への参加や緊急対応、関係機関との連携、そして地域社会とのつながりや社会資源の創出など全ての面において時間が足りないと思われます。ヤングケアラー問題のように、教職員の小さな気づきから生活背景のアセスメントにつなげ、家庭を取り巻く地域社会からの見守りや支援体制の構築へと発展させるためには、現状の雇用条件では丁寧な実践が難しいと思われます。

2つ目はSSWの活用に向けた教職員研修です。今回の調査結果では中学校はSSWの活用が見られたものの、小学校においては皆無に等しい状況でした。この数年で中学校区での取り組みに変更しているため、小学校の教職員に対する研修機会を増やしていただき、SSWの有効活用につなげてもらえたらと思っています。特に小学生のヤングケアラー問題は要保護性が高くなるため、要保護児童対策地域協議会での検討も必要となります。その際に、小学校の『学級担任制』は教員の気づきや対応にも大きな差異が生じてしまうことは課題として残ります。研修を通して子どもの問題の背景にまで目が届くようになり、またSSWの活用も促進されることを望みます。

今回の調査結果を基にヤングケアラー問題の認知が広がるとともに、SSWの活用が促進され、子どもたちが未来への可能性を育める社会づくりにつなげていきたいと思えます。

4. 精神疾患の親や、きょうだいのケアを担う子どもたちの現状と課題

子ども学部家族・地域支援学科 午頭 潤子

1)小平市で把握できたヤングケアラーの傾向は「ひとり親家庭、親が精神疾患を患っており、きょうだいのケアをしている子ども」

アンケート調査の結果から、家族のケアをしていると感じた子どもの家族構成で最も多いのは母親と子どもの家庭であり、子どもがケアをしている対象は、母親ときょうだいで全体の9割を占めていました。ケアをしている母親の状態では「精神疾患」が25.6%と最も高く、本調査で把握できた小平市のヤングケアラーは「ひとり親家庭、親が精神疾患を患っており、きょうだいのケアをしている子ども」のケースが多い傾向がわかりました。

小平市は、精神科病床を200床以上の規模で有する研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院をはじめ精神科・心療内科の病院・クリニックが13件ある地域です。精神疾患の親の入院や通院歴までは、今回の調査では明らかにしておりませんが、通院や服薬を適切に、継続的に続けられるための医療機関にかかる為の直接的支援（病院への付き添いや服薬管理等）又は間接的支援（受診等で不在時の家事やその他の家族の世話）が発生しているとも考えられます。

2) 重複ケアの内容と把握状況

きょうだいと精神疾患の家族のケアを同時に行っている子どもは、小学校で9人、中学校で7人でした。また、2年以上にわたり家族のケアをしている子どもは、小学校で9人、中学校で10人でした。こうした点を鑑みると、精神疾患の親の代わりに「きょうだいの世話」、また自身やきょうだい・親の分の「家事」、「買物」、家族の「感情面のサポート」をしているためか、遅刻や欠席、忘れ物等学業への影響が報告されています。それらが、実際にケアする子どもに気づいたきっかけにもなっているようです。その他、ケアする子どもに気づいたきっかけの結果では、小学校・中学校ともに、【子ども本人の話】が挙げられました。自ら家庭での話ができる児童・生徒は把握がしやすくサポートに繋がる可能性が高いと言えます。反対に「家庭での大変さは殆どみせない。逆にSOSが出せない状況にある」児童・生徒に対しては、サポートに繋がらないケースも報告されました。

インタビュー調査の中でも、教員、学校がサポートを行う強み・利点は「気づいてあげる。SOS をしっかりと出せる関係づくり」や「学校に来てさえくれている様子が見れる」と回答した教員が見られました。上述した通り、子どもの通いの場である学校がまず気づく事が何よりも重要であるといえます。その為には、現在も行われている、家庭訪問・個別面接、情報シートの活用、保幼小中の連携の強化は勿論、児童・生徒の様子の観察、適切な声掛け等を日常的に行う立場にある教員等のアセスメントやコミュニケーション技術など、気づきを得る為の技術の向上や、ひいては、サポートに繋がらないケースがあることが少なからず報告されていることに鑑みれば、気づくことの重要性そのものへの理解が課題の1つであると考えます。

また、インタビュー調査で「家庭での大変さは殆どみせない。逆にSOSが出せない状況にある」、「子ども自身で声を発するのは難しい」とあるように、自らSOSを出せる児童・生徒ばかりではない事もサポートに繋がらない要因の1つであるといえます。教員、学校側の気づきが重要であるとともに、併せて、全ての児童・生徒が、自らSOSを出せる受援力を高める教育も重要であると考えます。無論、児童・生徒側と教員や学校側との信頼関係の形成が必須であることは言うまでもありませんが、日頃より、困っているときに助けを求められる力、緊急時や災害時に助けを求められる力「受援力」(支援を受ける力)³、(助けを求め、助けを受ける心構えやスキル)⁴を強化する教育も課題の1つであると感じます。

3) 親が精神疾患を患っている場合の学校の対応

アンケート調査から、精神疾患の家族のケアをしている小学生・中学生の学校生活への影響として、提出物の不備や遅刻・早退、精神面・栄養面・衛生面でおもわしくない、友達との関係がおもわしくない等が挙げられました。柴崎(2005)は、ケア作

³ 内閣府(防災担当)「地域の受援力」を高めるためには

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/pdf/juenryoku.pdf>

⁴ 吉田穂波 受援力のススメ

[file:///C:/Users/rasp0/AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge_8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/受援力パンフレット_0307%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/rasp0/AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge_8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/受援力パンフレット_0307%20(1).pdf)

業に追われ宿題はおろか、学校に行くことすらためられること、放課後は友人と遊びに行けず、その理由すら友人に告げられないことがヤングケアラーの手記やインタビューから得られていると報告しています。

この点においては、2018年10月27日に行われたケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての小平市調査報告会の参加者の一人である教育関係者より、「最初はネグレクト（育児放棄）であると思ったが、よく話をきいてみたら母親が精神疾患で家事や育児を行う事が困難であった。その為、子どもが代わりに行わざるを得ないが年齢的に十分にはできない状況があった」と報告がありました。学校側がネグレクトだと誤解をしたまま見過ごしてしまう可能性があるとの発言がありました。

上記2)の重複ケアの内容と把握状況でも述べたように、学校側がいか把握できるか、気づけるかが重要なポイントであることがここでも明らかとなりました。

またインタビュー調査の中で、学校側が、母親が精神疾患を患っている事を理解し状況を把握できているケースでは「母親に精神疾患がある場合には、電話や訪問で母親の愚痴をやんわりとききながら、子どもの様子を伝える等です。家族の悩みを聞くことが巡りめぐって子どもに還元していくと考え、対応している」と回答した教員がおりました。また担任をしている教員からは「精神疾患があるお母さんに関わるとき、連絡する内容はかなり精査します。連絡することで状態が悪化したりしないように」と工夫をしている事が報告されました。一方で「保護者が拒否的であると入っていけない」、「関わり方が分からない」との回答もありました。またさらに、精神疾患の病状を医療機関等に聞いても個人情報保護の観点から、答えてくれないのではないかとといった回答もありました。その他、アンケート調査では担任教員、養護教諭、SC、SSW、管理職など職種や職位によりそれぞれに工夫された対応内容が報告されました。

これらから、学校において、精神疾患の病状等をはじめとした情報収集の方法や、教員、学校としての現在の対応状況、引いては、その他母親にどのような支援者がいるのか、その場合の連携方法等を含め、必要・知識を共有・相談できる場の充実が必要ではないかと考えます。

4) サポートとその後の影響

アンケート調査、インタビュー調査の中で、教員としてできるサポート・学校によるサポートの強みとして挙げられたものは、児童・生徒が登校して学校とつながってい

ば子どもたちの変化がみえる、児童・生徒の相談に乗り、話しを聞き、家庭訪問等家族とも連携し、関係機関につなぐ体制がとられていることが明らかとなりました。

しかし、具体的な関係機関としては挙げられたものは、子ども家庭支援センター、児童相談所、市町村の窓口、ファミリーサポートセンターなど「子ども」を中心とした機関でした。ヤングケアラーは「子ども」1人では、その存在が生まれることはなく、「子ども」の生活環境の中に、親やきょうだい等、ケアが必要な親族が居て初めて発生する「状況」です。例示するならば、母親がケアを必要とするためにきょうだいの世話が必要なケース、また、きょうだいにケアが必要であり、母親が就労やケアの比重が大きく家事等が困難となり、結果として子どもがケアしなくてはならないケースなど、まずは「子ども」を取り巻く環境がどのような状況であるか、またどのような支援の必要性があるのかを考えなくてはなりません。

上述したように、まずもって教員、学校が子どもの課題に気づき、さらには、その背景にある生活環境の課題を考え、子どもとそれを取り巻く環境を支える支援者の1人として、他の関係者とつながっていくことが必要なのではないかと考えます。

岩田ら(2003)は、子ども介護者には成人とは違うニーズがあり、子ども介護者を支援するためのサービスの開発と適切な介入が児童福祉の重要な課題となっている。と指摘しています。しかし、現在においても子ども介護者(ここではヤングケアラー)のニーズの把握及びそれらを解決に至るための支援としては、公的サービスの状況をみても十分とはいえないのではないかと考えます。

教員、学校側は連携関係機関として「子ども」を中心とした機関を挙げましたが、母親やきょうだいの介護や医療に対応するためにはそれらの機関と連携する必要があります。例えば、主治医や医療機関、介護の課題であれば地域包括支援センター等、精神疾患の課題であれば精神保健福祉相談機関、障害者地域自立生活支援センター、貧困経済的な課題であれば自立相談支援機関、福祉事務所等が考えられます。

現在、教員、学校側が連携している「子ども」を中心とした機関が、ケアを必要とする家族が関わる機関と連携を強化し、学校と子ども、ケアを必要とする家族を一体として考えケアをする必要があるのではないかと考えます。その一体化されたケアはヤングケアラーの現生活及び将来に影響を与える事となります。

2018年10月27日に行われたケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての小平市調査報告会の参加者で、過去中学生時代にヤングケアラーであったと話す大学生から

は、当時を振り返り「ケアが必要な家族のところに来るヘルパー（訪問介護員）がいつも声をかけてくれた。二人暮らしであった自分にとってヘルパーやケアマネジャー（介護支援専門員）の存在は大きく精神的にも助けてもらった。ヘルパーの存在がなければ学校に行く事はできなかった」と。また「自分も将来、ヤングケアラーを支える仕事がしたい」と話してくれました。

ヤングケアラーの体験は、その時点での生活に影響を与えるだけではなく、人生に影響を与える体験であることが伺えます。

ヤングケアラーへの適切な関わり、必要なサポート体制、本当に必要とされるサービスの充実を提言したいと思います。

V. まとめ—今後の支援にむけて

今回の調査から改めて感じることは、現代社会の課題ともいえる地域社会の希薄化と世帯規模の縮小の中で、家庭内でのケアの担い手にならざるを得ないヤングケアラーの存在が浮き彫りになってきたことです。

小平市には、各小中学校に SC が週 1 回、各中学校に SSW が週 2 回配置されています。管理職、担任、養護教諭、学校の事務職員等との連携、地域の専門職、学校支援コーディネーター、学校ボランティア、民生・児童委員、住民等との連携など、多様な支援体制が進展しつつあります。そうした中で、ヤングケアラー問題を含み、何らかの支援が必要な子どもたちの教育保障と、子どもたちが子どもらしく過ごせる生活保障の道筋をどのように構築していけばよいのでしょうか。

ここではまとめとして、本研究を通して若干なりとも見えてきた今後の支援に向けての課題について、3 点に絞り述べたいと思います。

1. 「子どもであり、ケアラーでもある」ヤングケアラーにどのように向きあうのか

ヤングケアラーの抱える問題の根本には、彼らが「子どもであり、ケアラーである」という二重性があります。したがってヤングケアラーは、市川が述べているように、「現在の社会でケアラー全般が置かれている状態と、家庭の中で子どもであることで得られるはずのケアが得られないという状態の接点」にいます。つまり、子どもが営むケアの多寡に依らず、通常子どもが得られるはずのケアが家庭内で得られない状態があり、その上で、子どもがケアを担うことによる負担や不安、その結果としての学校生活、社会生活への影響が複雑に関係し合い、積み重なっていくと考えられます。

アンケート調査の自由記述においては、小学生の子どもが年下のきょうだいの世話をすることから、歯科検診でネグレクトを疑われた事例がありました。ヤングケアラーの問題は、他のきょうだいの成長にも影響を及ぼし、家族全体への支援が課題として浮き彫りになってきています。

本研究のインタビュー調査においては、「朝必ず人工呼吸器をつけているきょうだいのところに行き、元気であることを確認してから登校してくる子ども」や、「こんな手伝いをしたなどを楽しそうに報告してくる子どもの姿」などが教員より語られました。子どもたちはケアを通して多くのことを学び、自分が家族の役に立っていると強く感じながら、家事など

の生活能力を身につけています。しかしその一方では、役割や責任が子どもの年齢に不釣り合い、また長期間に渡るようなことがあると、子どもたちの心身の発達や人間関係、学力などに大きな影響を受けることもあります。こうした子どもたちに対して私たちは、どのように向き合い、対応して行けばよいのでしょうか。増田が述べた「現代の子どもの課題」にもあるように、「ケアされる存在としての子ども」としての視点を、ヤングケアラー問題の角度から今一度注視していく必要があるのではないのでしょうか。

2. ヤングケアラーへのアセスメント

ヤングケアラー支援の先駆国と言われるイギリスでは、ヤングケアラーは「子どもであり、ケアラーでもある」(Aldridge and Becker1993) という二重性に対して、ケアをしない権利とケアを主体的に担う権利の両側面から子どもの育ちを見ていくことが大切になると考えられています。近年では、2014年に「Children and Families Acts2014」が成立し、ヤングケアラーへのアセスメント権の推進が自治体の責務になりました。つまりは、ヤングケアラーは要支援児童であるとともに、親が子どもを必要とし子どもが親を必要としている面があることを考慮して、親だけを見るのでも子どもだけを見るのでもなく「家族全体を考えたアプローチ (whole family approach)」という姿勢が目指されています (渋谷 2017: 9)。

とりわけヤングケアラーの場合は、問題が複合的に重なっていることが多く、個別性も高い状況にあります。また、過度なケアを担いながら「苦しいな」「不安だな」と感じることもあっても、そういう状況にあることが認識できていない子ども、本当は親に甘えたいけど言い出せないでいる子どもなど、子どものニーズも多様です。さらに、支援を必要とする家族成員それぞれと子どもが感じる状況認識や主観的なニーズが異なることも、大いに予想されます。したがって、適切な支援のためには、ニーズを総合的にとらえ分析するアセスメントが不可欠になると考えます。そのためには、現在制度上で行われているケアマネジメントの手法・プロセスを活用し、それらを有機的につなぐことで、家族や子どものニーズを把握することはできると思います。

例えば、家族成員が介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスを利用しており、子どもがケアに参加しているのであれば、そのことが子どもにどのような影響を与えているのかをアセスメントすることは可能です。介護保険制度における介護支援専門員の主要な業務は、保険制度を利用する人（介護を必要とする家族）へのサービス調整ですが、SSW等

の関与も含めて家族や子どものニーズ把握を行うことができれば、関係機関や保健・医療・福祉等のサービスとの関係調整への可能性が広がるでしょう。

加えて、既に認識されている教職員による小さな気づきや情報を共有化し、分析・判断に生かすための仕組みづくりが課題となります。インタビュー調査でも明らかになったように、子どもたちはSCに見せる顔と担任に見せる顔が異なります。また、家族には気丈な姿を見せることもあります。さらに、こども家庭支援センター等の専門機関の職員が捉える家族成員の認識と教職員の認識も違う場合もあります。したがって、それぞれの専門職が得た情報からの認識のずれや、当事者(家族成員と子ども)間の認識のずれ(どのように見えて、どのように担おうとしているのか)等を同時並行的にすり合わせ、システムとして整理していく作業が必要になると考えます。

3. 家族全体を考えたアプローチ—地域の多様な資源との連携を

小平市の特徴の一つは、文部科学省による「SSW 活用事業」が開始された 2008 年度より、「配置型」の SSW（週 2 日、1 日 6 時間、年間 100 日程度）を導入していることです。そのことによって、経済的に困窮している家庭への生活支援や早期介入、介護保険を利用している保護者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに子どもの状況を伝える機会が得られ、介護サービスの調整が図れたケースもあります。インタビュー調査では、500 校もある高校との連携は難しいとの指摘がありましたが、中学生までの段階で介護支援専門員や障がい者分野の相談支援専門員、さらには、地域におけるさまざまな人や機関とつながることが可能であれば、子どもたちの生きづらさの軽減につながるのではないのでしょうか。午頭が指摘しているように、教員、学校側との連携先は「子ども」を中心とした機関だけではなく、母親やきょうだいに関係する介護や医療、保健・福祉等の関係機関と連携する必要があります。つまりは、学校と子ども、ケアを必要とする家族を一体として考えケアをする必要があります、その一体化されたケアがヤングケアラーの現生活及び将来に影響を与えることとなります。

近年の日本では家族規模の縮小の中で、子どもたちの親世代がその親世代の介護に追われ、子育てと介護の両方を担うダブルケアの問題（(株) NTT データ経営研究所 2016. 3）が顕著になっており、その狭間で子どもたちが家事やきょうだいの世話などを担っている場合があります。また、ひとり親家庭で親が働きに出ているため、祖父母の介護を担っているヤングケアラーも顕在化してきています（濱島・宮川 2018）。介護者への支援のあり方とし

ては、介護を必要とする人への支援と介護者（ケアラー）への支援は別々に考えられることが望ましいですが、現状の日本の制度のあり方は、家族成員を介護の担い手として介護システムの中に組み込む傾向にあります⁵。しかし、「家族全体を考えたアプローチ」の観点から考えると、介護を必要とする人の支援がきちんと行われ、その上で家族成員がどのような関わり方を望むのかが重要視されます。もとより、育児と介護のダブルケアを担う親世代の負担が軽減されれば、付随して何らかのケアを担わざる得ない状況にある子どもたちの負担も軽減されます。社会状況の変化とともに子どもたちが置かれている状況も変化しており、社会全体で検討しなければならない課題になっていると考えます。

おわりに

午頭の報告にもあったように、2018年10月25日に本学において日本ケアラー連盟ヤングケアラー部会と共催で、ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての小平市調査報告会を実施しました。研究者、当事者、SSW、市議会議員、新聞社の方々など40数名の方が参集し、その日の内容の一部は日本教育新聞に掲載されました（資料参照、記事転載許可済）。

子どもの権利条約に定められている4つの大切な権利には、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」があります。子どもが子ども時代を享受し、未来を育む社会をつくるのは、大人たちの責任です。今回の調査研究における大きな成果は、教育現場の方々や地域の方々にヤングケアラー問題が認知され広がったことです。こうした成果を活かし、急ぎつつも一歩ずつ、できるところから支援体制の構築につなげて行きたいと思います。

最後に、小平市教育委員会の皆様、調査にご協力いただきました教員等の皆様、調査を遂行するあたりご協力頂いた全ての皆様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

付記：本研究は、白梅学園大学・白梅学園短期大学教育福祉研究センターの助成を得て実施しました。また、白梅学園大学ヤングケアラー調査研究プロジェクトの研究成果によるものです。

⁵ 2017年1月からの改正育児・介護休業法では、「配偶者、父母、子、配偶者の父母に加え、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加」されました。

「育児・介護休業法」平成28年改正法の概要（厚生労働省）[khttps://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000132033.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000132033.pdf)（2019.12.20閲覧）

【引用・参考文献】

- ・Aldridge, Jo and Saul Becker (1993) 「Children Who Care: Inside the World of Young Carers, Loughborough」 Loughborough University, Department of Social Sciences.
- ・(株) NTT データ経営研究所 (2016. 3) 『平成 27 年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書』 内閣府委託調査
- ・濱島淑恵, 宮川雅充 (2018, 2) 「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況 - 大阪府下の公立高校の生徒を対象として質問紙調査の結果より」 『厚生指標』 65 (2) 22-29
- ・福島道子他 (2004) 「『家族生活力量』の視点に基づく児童虐待が発生している家族に関する事例的研究」 『日本地域看護学会誌』 6 (2) 38-46
- ・井上寿美・笹倉千佳弘 (2018. 2) 「精神疾患を有する母親の子育て支援をめぐる支援者の姿勢: 精神科医による患者支援姿勢の検討をとおして」 『大阪大谷大学紀要=Bulletin of Osaka Ohtani University』 (52) 43-56
- ・岩田正美, 武川正吾, 永岡正己, 平岡公一編 (2003. 7) 『社会福祉の原理と思想<社会福祉基礎シリーズ①』 有斐閣
- ・北山沙和子 (2011) 「家庭内役割を担う子どもたちの現状と課題ーヤングケアラー実態調査から」 『兵庫教育大学大学院学校教育研究』 修士論文
- ・北山沙和子, 石黒健二 (2015) 「ヤングケアラーについての実態調査 - 過剰な家庭内役割を担う中学生」 『学校教育学研究』 27 25-29
- ・糊澤令子 (2010. 10) 「母子の育ちなおしのプロセスー精神疾患をもつ親の子育て支援」 『心理臨床研究』 28(4) 日本心理臨床学会 401-411
- ・三富紀敬 (2000) 『イギリスの在宅介護者』 ミネルヴァ書房
- ・森田久美子 (2016) 「精神障害のある親をケアする子どもと精神保健福祉士の役割」 『精神保健福祉』 47 (2) 日本精神保健福祉士協会誌 100-103
- ・中山亮 (2009) 「精神障がいのある親とその子どもの支援」 『北海学園大学学園論集』 139 97-105
- ・日本ケアラー連盟 (2015. 2) 『ケアを担う子ども (ヤングケアラー) についての南魚沼市調査報告書』
- ・日本ケアラー連盟 (2017. 3) 『ケアを担う子ども (ヤングケアラー) についての藤沢市調査報告書』

- ・日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html (2020.3.15 閲覧)
- ・柴崎智恵子 (2005) 「家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究-イギリスの“Young carers”調査報告書を中心に」『人間福祉研究』(8)125-143
- ・澁谷智子 (2017) 「ヤングケアラーを支える法律-イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』第52号 1-21
- ・杉野健二 (1999. 11) 「精神疾患の親のもとで育った被虐待者の治療」『子どもネグレクト』1 (1) 日本子どもの虐待防止研究会 41-47
- ・谷村雅子・松井一郎 (1995) 「小児虐待のリスク因子, 子ども側の要因」『小児内科』27 : 1595-1598
- ・吉川かおり (2008) 『発達障害のあるこどものきょうだいたち 大人へのステップと支援』生活書院

2017年8月
白梅学園大学 ヤングケアラー調査研究プロジェクト
ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての調査

あなたの基本情報についてお伺いします。

- 問1 あなたの性別についてお知らせください。(Oは一つ)。
 1 男性 2 女性 3 その他
- 問2 現在、あなたが勤務している学校についてお知らせください。(Oは一つ)。
 1 小学校 2 中学校
- 問3 今年度、あなたは、担任を務めていますか
 1 担任をしている
 2 担任をしていない

ケアを担う子どもについてお伺いします。
 ここでいうケアとは、家事や家族への世話、感情面のサポート、身体介護などをさします。

- 問4 今までに「ヤングケアラー」もしくは「ケアを担う子ども」などの言葉を聞いたことはありますか。
 1 ある 2 ない
- 問5 今年度、あなたが教員として関わっている児童・生徒の中で、家族のケアをしているのではないかと感じた児童・生徒はいますか(ケアの期間、内容、程度は問いません。)当てはまるものにOをつけてください。
 1 いる
 2 いない
 3 わからない
- 問6 過去5年間(昨年度まで)で、あなたが教員として関わっている児童・生徒の中に、家族のケアをしているのではないかと感じた児童・生徒はいますか。当てはまるものにOをつけてください。
 1 いた
 2 いなかった
 3 わからない

問5、問6の両方に「いない」「いなかった」と答えた方は、問8に進んでください。

【資料】

- 問7 問5と問6で「いる」「いた」とお答え頂いた中で、最も印象に残る児童・生徒1人についてお伺いします。問5で「いる」にOをつけられた方は、今年度の児童・生徒1人についてお答えください。
- 問7-1 その子どもは、今年度あなたが担任をしているクラスの児童・生徒ですか。
 1 はい 2 いいえ
- 問7-2 その児童・生徒は、その前、何年生でしたか(今年度の場合は、今、何年生ですか)該当する学校にOをつけ、学年をお答えください。
 (小学 中学) → () (年生)
- 問7-3 その児童・生徒の性別についてお答えください。(Oは一つ)。
 1 男性 2 女性 3 その他
- 問7-4 その児童・生徒の家族構成についてお答えください。(Oは一つ)。
 1 母親と子ども 2 父親と子ども 3 母親と子ども+祖父
 4 父親と子ども+祖母 5 ひとり親と子ども 6 父親と子ども+祖父
 7 祖父と子どものみ 8 その他(具体的に)
 9 わからない
- 問7-5 その児童・生徒は誰をケアしていますか(いましたか)、また、その児童・生徒がケアをしている相手は、どのような状態にありますか。当てはまるもの全ての人にOをつけ、その人の状態を下の枠の①~⑩の中から選び、記入してください。

例② 父 () () () ()

1 母 () () () ()

3 きょうだい () () () ()

5 祖父 () () () ()

7 わからない

① 感じの病気 ② 身体障がい ③ 知的障がい ④ 聴覚障がい ⑤ 視覚障がい
 ⑥ 精神疾患 ⑦ 認知症 ⑧ 依存症 ⑨ 知的ため ⑩ その他()

- 問7-6 その子どもは何をしていますか(いましたか)、当てはまるもの全てにOをつけてください。
- 1 家事(料理、掃除、洗濯など) 2 食事や着替えの介助、移動介助など
- 3 生活のための買い物、家の中の修理仕事、重いもの運ぶ
- 4 きょうだいの世話 5 病室への付添いや通訳
- 6 請求書の支払い 7 医療的世話(服薬管理、だんの吸引など)
- 8 入浴介助やトイレ介助、体拭きなど
- 9 感情面のサポート(ケアの受け手の精神状態を見守り、言うことに対応する)
- 10 その他(具体的に) 11 わからない

問7-7 その児童・生徒がケアをしていることに、どのようにして気づきましたか。

問7-8 その児童・生徒はどのくらいの間、家族のケアをしているか（していたか）知っていますか。

- 1 知らない
2 知っている → ()年 ()ヶ月くらい

問7-9 その児童・生徒がケアをすることになった理由を知っていますか。

- 1 知らない
2 知っている →下記の中で当てはまる番号の全てに○をしてください
- ① 親の病気・障がい・精神疾患や入院のため ② ヒトリ親家庭のため
③ 親の仕事で、家族のケアに十分に携われないため
④ 祖父母の病気や加齢、入院のため ⑤ 年下のきょうだいがいるため
⑥ きょうだいに障がいがあるため ⑦ 親が家事をしない状態のため
⑧ 福祉などのサービスにつながっていないため ⑨ 自発的に
⑩ 他にする人がいなかったため ⑪ その他

問7-10 その児童・生徒の他に、その家庭を支援している人はいますか（いました）か。

- 1 いはい 2 わからない
3 いる →ご存じの範囲で、当てはまる番号の全てに○をしてください
- ① 親戚 ② 近隣・ボランティア ③ ホームヘルプサービス
④ 訪問診療・訪問看護など ⑤ サービス、ケアマネジャー
⑥ ショートステイ ⑦ 具体的にわからない)
⑧ その他 ()

問7-11 その児童・生徒は、学校での生活に以下のような影響が出ていますか。当てはまる番号全てに○をしてください

- 1 遅刻 2 早退 3 欠席 4 忘れ物 5 宿題をしない
6 学力が落ちるわない 7 衛生面がおちわくかない
8 栄養面がおちわくかない 9 部活などの課外活動ができない
10 友達やクラスメイトとの関係がおちわくかない
11 その他 () 12 影響はなし

問7-12a 差し支えなければ、7-11でお気づきになったことを、具体的に教えてください

問7-12b その状況にどのように対応されましたか。
(別紙方法がわからなかった)ということでも構いませんので、教えてください

問7-13 その児童・生徒と関わる上で、困ったことがあればお書きください

問7-14 その時、あなたと相談できる相手や場所がありましたか。

- 1 いなかった (なかった)
2 いた (あった) → 具体的に教えてください)

問7-15 他の機関との連携がありましたか。

- 1 なかった
2 あった → どんな機関と、どんな連携があったか、具体的に教えてください

問8 小学生・中学生が、家族のケアをするために、自分の学業や友達とつきあひ、部活などに大きな影響が出ていることを知った場合、あなたは教員として、どんなサポートができると思いますか。また、どんな支援があれば、役立つと思いますか。あなたのお考えを自由に教えてください。

これで終了です。ご協力ありがとうございました。

入っていた封筒に戻して封緘し、回収袋に入れてください。 締切日は、8月31日です。

白梅学園大学ヤングケアラー調査研究プロジェクト 主催 一般社団法人日本ケアラー連盟 共催

ケアを担う子ども(ヤングケアラー)に ついての小平市調査報告会

白梅学園大学ヤングケアラー調査研究プロジェクトでは、東京都小平市教育委員会のご協力のもとで、ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての実態調査を行いました。

今回は、2017年度に実施した小中学校の教員対象のアンケート調査と、2018年度に実施したインタビュー調査(中間まとめ)の結果について報告します。周囲の皆様へのフィードバックを通して、地域の実状にあった具体的な支援の方法を検討できたらと考えております。皆様お誘い合わせのうえ、ご来場ください。

2018年 **10**月**27**日(土)

13:30~16:00 (13:00 開場)

白梅学園大学 J棟 14 講義室

プログラム

- 13:30 開会
- 13:35 ヤングケアラー調査について(日本ケアラー連盟)
- 13:55 小平市調査の報告(森山千賀子 他)
- 15:00 参加者との意見交換
- 16:00 閉会

お申し込み *定員 50名(申込順)

右 QR コードまたは URL よりお申し込みいただけます

<https://goo.gl/forms/AOXwK8SNi7UxgZow2>

参加費
無料

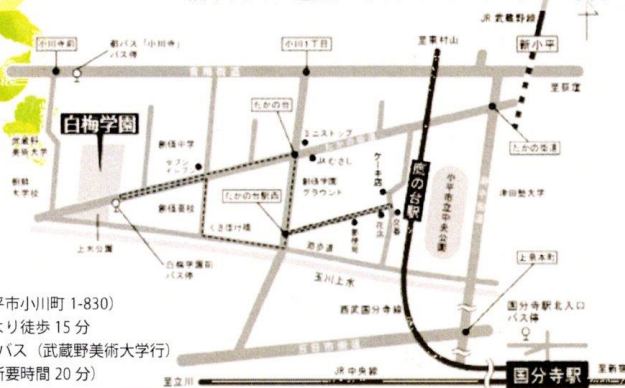


お問い合わせ

moriyama@shiraume.ac.jp 042-313-5053 (白梅学園大学・森山)

youngcarer@carersjapan.com

(日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト・野手)



白梅学園大学 (東京都小平市小川町 1-830)

- 西武鉄道国分寺線 鷹の台駅より徒歩 15 分
- JR 国分寺駅 北入口より西武バス(武蔵野美術大学行)に乗り「白梅学園前」下車(所要時間 20 分)

ケアを担う子ども(ヤングケアラー)とは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものことです。ケアを通して、子どもや若者は多くのことを学び、自分が家族に役立っていると強く感じることもあります。一方、その役割や責任が年齢に釣り合わない、ケア期間が長期にわたるなどの場合は、自らの心身の発達や人間関係、勉強にも大きな影響を受けることもあります。

この調査研究は、白梅学園大学 短期大学 教育・福祉研究センターの研究助成によるものです

学校への遅刻や学力の伸び悩みといった課題の背景に、小・中学生が家族の介護や家事を担っている場合があることが白梅学園大学(東京・小平市)の研究チームによる調査で分かった。同市の小・中学校に勤める教員が対象。そうした児童・生徒を受け持った教員は、特に小学校で民生・児童委員と連携して対応する傾向が強い一方、中学校では民生・児童委員との連携はあまりないことが浮かび上がった。

白梅学園大森山教授ら調査

この調査は同大学「子ども」といった言葉でも学部のある山千賀子 聞いたことがあるか尋教授が中心となり、小ねたところ、「ある」平市教委の協力を得ては11・4%(56人)に行った。「ケアを担う」とまとめた。子ども(ヤングケアラ こうした言葉はあまりし)についての調査」り浸透してはなかったと題した書面アンケートが、本年度、関わってトには320人の小 いる児童・生徒の中に校教員と175人の中 家族のケアをしている学校教員が昨年7月か のではないかと感じたら8月にかけて回答。 児童・生徒がいると答えた割合はそれぞれ68・1%(73・5%)だった。0%(141人)に上った。小学校は22・9保育所への送迎も % (73人)、中学校はます、「ヤングケア 40・7%(68人)と、ラー」ケアを担う子 中学校でそうした子

もを把握している傾向 手を聞くと、「母」3・2%、「祖父」もを受けている母親の状況が分かった。「きょうだい」を挙げ 3・2%だった。この 況は精神疾患が多く、 本年度を含め、過去 割合が多かった。 うち、7例では、母親 105件中34件を占め た。5年間にそうした児童 教員が挙げ、「きょう 生徒と関わった経験 だいいも49・3%の教 員が挙げた。「父」は いた児童・生徒がケアし 員が挙げた。「父」は ている(していた)相 9・6%。「祖母」は 児童・生徒からケア

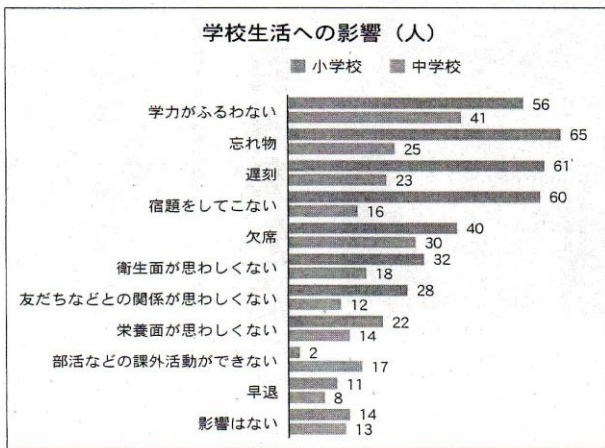
「学力がふるわない」が 65人、「遅刻」委員は4人が挙げた。 中学校では、22人が同 僚を、10人が管理職を は、近いのと距離があ るのと両方があるとい い」といった声があっ た。

先月27日に開かれた 報告会では、研究チー ムの一員を務めた山田 裕 同大専任教授が、 「(小学校に勤務して いる)ヤングケアラ の存在を感じたこ とはあったが、しっか り家庭に入ることほな かった。研究を通して これだけのことには驚 いた。アローチは学 校だけでは無理。地域 の協力があった家庭を 支えられと感じた」 などと話した。

この調査に協力した 白日本ケアラー連盟で はこれまで、新潟県南 魚沼市と神奈川県藤 沢市で小・中学校などの 教員を対象とした調査 を行っている。その結 果はホームページで公 開している。

遅刻、学力などに影響

家族をケアする子ども



件を占めた。「家事 (料理、掃除、洗濯など)」「遅刻」(25人)、「遅刻」(23人)が続いた。このような事態を前 所への送迎などがあっ た。「あり」は小学校で1 00人中92人、中学校ら の影響について聞く 43人が同僚の教員を挙 げ、32人が学校管理職 員を挙げた。この中で は、「忘れ物」(30人)、「遅刻」(23人)が続いた。この 結果はホームページで 公開している。

「遅刻」委員は4人が挙げた。 中学校では、22人が同 僚を、10人が管理職を は、近いのと距離があ るのと両方があるとい い」といった声があっ た。

先月27日に開かれた 報告会では、研究チー ムの一員を務めた山田 裕 同大専任教授が、 「(小学校に勤務して いる)ヤングケアラ の存在を感じたこ とはあったが、しっか り家庭に入ることほな かった。研究を通して これだけのことには驚 いた。アローチは学 校だけでは無理。地域 の協力があった家庭を 支えられと感じた」 などと話した。

この調査に協力した 白日本ケアラー連盟で はこれまで、新潟県南 魚沼市と神奈川県藤 沢市で小・中学校などの 教員を対象とした調査 を行っている。その結 果はホームページで公 開している。

地域を 支える

PTA

社会教育

民生・児童委員

地方議会

精神疾患の親

議会質疑

解説

子どもが家事など担う

のようなかたちをされているかとの設問では、「きょうだいの世話」「家事(料理、洗濯、掃除など)」を挙げた割合が多かった。

6月の藤沢市議会で竹村雅夫議員はこの調査結果に触れつつ、

家族内での介護問題は、高齢者世帯にとどまらない。神奈川県藤沢市では今年6月の市議会定例会で、精神疾患を患う親の下で育つ子どもへの支援に関する一般質問があった。

これに先立ち、㈱日本ケアラー連盟(東京・新宿区)が藤沢市内の公立小・中学校、特別支援学校の教員を対象に、子どもたちの実態を調べている。平成28年7月、1098人から回答を得た。自分が担任を務めた学級に家族のケアに当たっている児童・生徒がいたと感じた経験の有無を聞いたところ、半数ほどが「いた」と答えた。ケアの相手は「きょうだい」(239件)、「母」(212件)、「父」(50件)の順が多かった。「母」の場合、212件中72件は精神疾患が背景にあるケースだった。

自由記述欄を見ると、例えば、シングルマザーのお母さんが心を病んでいて、子どもが一生懸命に気遣い、ケアをしているとか、お母さんの調子が悪いときに、代わりに兄弟の世話をしているというような切なくなるような記述が少なからずあった。などと質問を切り出し、対応などを尋ねていった。これまでの具体的な事例について質問したところ、「精神疾患がある、または、精神疾患が疑われる保護者」の下で、お子さんが保護者の状態を十分に理解できないまま日々を送っているご家庭が何件かあった。「小・中学生にとって

公表している。今月27日には、東京都小平市で行った「ケアを担う子ども」についての報告会を白梅学園大学(東京・小平市)で開く。(編集局)

神奈川・藤沢市

平成30年6月19日

竹村 雅夫議員

子どもたちへの支援を

自治体が精神疾患の親を持つ子どもへの支援に取り組んでいる例、これも探してみると、公のものとしていいたら、ほぼ皆無に近いんじゃないかと思う。藤沢でこそ、精神疾患の親を持つ子どもたちへの支援について検討していただきたいと思うが、いかがか。

学校関係者など対象に研修

保健所長 本市では、精神疾患の親を持つ子どもたちへの、直接子どもを対象として実施している支援はない。藤沢市の教職員を対象に実施した藤沢市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査によると、子どもが家族のケアをしていると回答した508

件の中で、対象が母親のケースが212件と多く、そのうち72件の方に精神疾患があるという結果になった。

子どもが担っているケアの内容としては、料理や掃除などの家事が275件と最も多く、次いで兄弟姉妹の世話が268件で、日常的に家事に追われ、学校生活に集中できないなどの影響が大きいという実態が初めて明らかになったと認識している。

本市としては、この調査結果を踏まえ、教職員、スクールソーシャルワーカーをはじめとする学校関係者に加えて、心の病や精神障がいがある親の相談支援に関わる民生委員児童委員や、コミュニティソーシャルワーカーなどの地域の支援者も対象とした研修会を開催する予定である。

この研修会は、ケアを担う子どもたちの生活実態や学校生活での課題を知り、子どもとその親、双方への支援の在り方を考えることを目的として開催する。

この取り組みを第一歩として、今後についても、福祉健康部が中心となり、教育委員会、子ども青少年部と協力して支援の体制づくりを進めてまいりたい。

(議事録を要約) 【次回は11月12日付掲載】

ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての小平市調査
[公立小中学校の教員を対象にしたアンケート調査] 報告書

<研究組織>：白梅学園大学 ヤングケアラー調査研究プロジェクト

研究代表者：森山 千賀子（白梅学園大学 子ども学部 家族・地域支援学科）

研究分担者：増田 修治（白梅学園大学 子ども学部 子ども学科）

研究分担者：山田 裕（白梅学園大学 子ども学部 子ども学科）

研究分担者：市川 奈緒子（白梅学園大学 子ども学部 子ども学科）

研究分担者：牧野 晶哲（白梅学園大学 子ども学部 家族・地域支援学科）

研究分担者：午頭 潤子（白梅学園大学 子ども学部 家族・地域支援学科）

<発行> 2020年3月 発行

〒187-8570

東京都小平市小川町1-830

白梅学園大学 子ども学部 家族・地域支援学科

森山 千賀子研究室

E-mail：moriyama@shiraume.ac.jp Tel：042-313-5053
